

ノ五ニ充タサルトキハ繰越ス(優先株条件参照)
(B)優先株条件

一、配當ハ四分迄優先シ利益ニ剩餘アルトキハ普通株ト共ニ二分迄配當ス(但シ年一分ニ達セサル金額ハ翌期ニ繰越)尙ホ利益ニ剩餘アル時ハ和議債務ノ最終償還ノモノツ繰上償還ス(但シ千分ノ五ニ充タサル金額ハ翌期ニ繰越ス)

(イ)配當ハ剩餘金ヲ以テナスコト、ス

(ロ)配當開始期ハ昭和九年下期以降トス

二、普通和議債権元金完済後ハ普通株トナル

(C)特殊和議債権条件

普通和議債権元金完済後、營業利益ヲ以テ株主ニ對シ年六分ノ配當ヲ爲シ、尙ホ剩餘アリタル時ハ株主ト債権トニ按分ニテ平等ニ支拂フ

右の整理案は其後に多少修正されたが、最後の和議条件として、和議開始の決定を見た次第である。是が昭和七年八月十三日であつた。

社債権者各位ニ謹告

弊社ノ和議申立事件ニ付テハ種々御迷惑相懸居候處本月十三日神戸區裁判所ニ於テ左ノ通り決定相成候條此段謹告候也

一、債務者株式會社川崎造船所ニ對シ和議手續ヲ開始ス

一、債権届出期日 昭和七年九月二十八日迄

一、債権者集會期日 同年十月二十八日午前十時

追而債権届出手續其他ニ關スル説明書並ニ届出用紙等御送付可申上候間社債券御所持ノ方ハ弊社迄御申越被下度候

昭和八年八月貳拾日

神戸市湊東區東川崎町

株式會社 川崎造船所

此の集會の結果、無擔保債務の利息は和議決定開始までの分を、全部元金に加算することとなり、随つて各項の數字にも多少の變動は免がれなかつたけれど、之を以て當會社の和

議が成立し實行の運びと成つた。然うして川崎和議助成會社なるものが設立せられ、藤本ビルブローカー銀行の三輪小十郎氏が其の代表取締役役に就任した。

是に因つて之を觀れば、本社は全部無擔保なるが故に普通債務と同様の和議債權として取扱はれ、全額五千九百萬圓は無利息で、是に和議開始決定までの不拂利息を併せた中から、二割を切捨て、二割九分強を甲種和議債權、四割三分弱を優先株振替、二割を乙種和議債權として整理せられ、前掲の和議條件に従つて昭和九年五月末日迄据置き、爾後二十ヶ年に毎半期二分五厘宛償還される筈である。

最後に、本社の債の整理に就て是非一言して置かねばならぬ問題がある。それは本社の第十四回社債總額壹千萬圓が發行された大正十四年五月直前の出來事であつた。同社債の社債申込證に記載した當會社の現存財産額が餘りに多過ぎたから、私自ら當會社の貸借對照表其他を詳細に調査した處、右は當會社の外形的資産の合計をその儘書き出したゞけで正味財産額ではなかつた。當時既に私は商法第二百條第二項の『會社ニ現存スル財産』とは會社の正味財産の謂ひであると確信して居つたので、當會社の武支配人に對して「斯んな

現存財産額を發表されては投資家を誤らしめ延いては一般社債の信用にも關はる」と注意した事があるが、果せる哉、當會社の形式的資産の中には、正味財産と認めることの出來ないものが可なり計上されて居つた爲めに、其の外形的資産の數字に似もやらず、經營豫想外に苦しく、結局破綻の憂目を見ることゝなつた。そんじよそこらの無擔保社債を發行して居る會社の中にも、無暗に形式的資産の數字を膨らませて得々然たるものが可なりあるやうだ。御用心々々。

第八節 東洋モスリン社債

例の若尾一派が持て餘した東洋モスリン會社を、大倉組が引受けて門野重九郎氏を社長に、梅浦健吉氏を専務取締役に推舉したのは、昭和四年の六月二十日であつた。事茲に至る迄には、斯んな取引には付き物の策士連の暗中飛躍も可なり盛んで、或時は築地の待合蜂龍の奥深く粹と無粹の二筋道——眞實使ひ分けの財産目録や貸借對照表を繞つて、春宵一刻價千金の儲け話に夜の更けるのを知らないこともあつた。併し元々商賣上手の大倉組

が引受けたのだから、本社債の社債権者は安心し切つて、元利金の支拂に就て假にも故障が起るなどは想像しなかつた。斯くして秋色濃かな十一月を迎へたが、此月の十二日が第四回社債六百萬圓の利息拾八萬九千圓の支拂期日であつた。是に何うしたとか、當會社は意外にも社債権者の期待に背いて支拂を停止し非難的と成つた。一葉既に落つ、秋の哀れは是よりぞ知る。同じ月の二十一日には第三回社債の元金一部二十萬圓と利息十四萬二千六百圓も到頭支拂を停止し、獨り社債権者ばかりでなく、我が財界に一大センセーションを捲き起したのが、抑々本社債整理の始まりである。

當時人の噂に依れば、大倉組が引受けた後で、當會社に何んでも七八百萬圓からの大穴が誤魔化されて居つたことが知れたので、忽ち豫算に狂ひを生じ動きが取れなくなつたやら、餘りに迂濶極まる話ではあるが、此の一事が當會社を根本的に整理すべく餘儀なくさせた主なる原因であつた。

本社債は安田銀行を受託會社とした擔保附社債で、當時の未償還高は第三回が總額四百五十萬圓の内三百九拾萬圓、第四回が總額六百萬圓、兩者併せて九百九拾萬圓であつた。

前者は利率年七分五厘、昭和二年十一月二十一日から同三年五月二十一日までを第一期として、毎年五月二十一日及び十一月二十一日に各二十萬圓以上抽籤償還を爲し、同七年十一月二十一日迄に全額を償還する定めであり、後者は利率年六分三厘、昭和三年十一月十二日から二ヶ年据置き爾後五ヶ年間に隨時償還し、一部償還の場合には抽籤の方法に依り且つ買受償還をも爲し得る定めであつた。因みに、本社債の擔保財團は前者が龜戶工場の第一、第二、第三の三工場で、後者が龜戶工場の第四と練馬と静岡の三工場であつた。尙ほ本社債の信託證書は用意頗る周到なもので、第三回の方には

委託會社カ本契約記載ノ事項ニ違背シ又ハ本契約ニヨル義務ノ履行ヲ怠リタルトキハ社債償還期ニ對スル利益ヲ失ヒ直チニ全額ヲ償還スルモノトス(第十一條)、社債カ償還期限ニ辨濟セラレス又ハ利息ノ支拂カ遅延シタルトキハ擔保附社債信託法第八十一條乃至第八十三條及ヒ之ニ關聯スル法律規則ニ遵ヒ受託會社ハ抵當權ヲ實行シ擔保物ニ付強制執行ヲ爲スヘシ(第十二條)

と云ふ特に念入りの約款があり、第四回の方にも

委託會社カ本契約記載ノ事項ニ違背シ又ハ本契約ニヨル義務ノ履行ヲ怠リタルトキニハ社債償還ノ期限ニ對スル利益ヲ失ヒ直チニ全額ヲ償還スルモノトス(第十條)と云ふ約款があつたので、同銀行では、例の擔保附社債信託法第七十九條乃至第八十一條の元利支拂遅延の場合に、相當の期間を經過した後に催告すると云ふ規定(是等の規定は當事者間に特約なき場合に限り適用される)を誤解して居つたらしく、漸く翌年——昭和五年一月廿三日に第三回社債權者集會を同二十四日に第四回社債權者集會を招集開催したが、孰れも當該社債に付「受託會社カ擔保權ノ實行、訴訟行爲破産及和議手續ニ屬スル行爲、支拂ノ猶餘、不履行ニ因リテ生シタル責任ノ免除若ハ和解ヲ爲シ又ハ以上各事項ノ決定ヲ爲サシムル爲メ代表者ヲ選任スル」事を目的とした特別集會であつた。當日は、私が議長席に就いたが、社債權者側から「信託契約締結當時ノ評價、工場財團組成後ニ於ケル財團物件ノ増減、建物機械器具ニ對スル火災保險契約ノ内容竝ニ保險金受領ノ方法、各工場現在ノ操業状態」等に就て相當手厳しい質問も出たけれど、受託會社側の代表者森廣藏氏の懇切なる應答に満足して無事圓滿に左の決議を可決した。

第三回集會ノ決議

- (一) 今直チニ擔保權ヲ實行スルコトヲ見合スコト
但代表者カ委託會社ノ更生可能ト認ムベキ整理案成立セスト認メタルトキハ遲滯ナク擔保權ヲ實行スルコト
- (二) 支拂ヲ猶豫スルコト
但代表者カ委託會社ノ更生可能ト認メタルトキニ限ルモノトシ右代表者ハ猶豫ノ期間方法其他ノ細目ヲ決定スルコト
- (三) 不履行ニ因リテ生シタル責任ヲ免除スルコト
但代表者ニ於テ委託會社ノ更生可能ト認メタルトキニ限ルモノトシ右代表者ハ之ニ關スル程度方法案ヲ決定スルコト
- (四) 受託會社ヲシテ必要ニ應シテ訴訟行爲破産及和議手續ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲サシムルコト
但代表者ニ於テ之カ決定ヲ爲スコト

(五)前記各項但書ノ事項ヲ決定スル爲左記五名ヲ代表者ニ選任スルコト

藤本ビル・ブローカー銀行

小池銀行

山一證券會社

池田茂

小山傳治

第四回の集會も私が議長に成つたが、其の決議は(一)から(五)まで何れも前掲第三回集會の決議と同じ趣旨であつたが、唯だ代表者五名の内二人だけが次の通りに變更された。

藤本ビル・ブローカー銀行

小池銀行

山一證券株式會社

黒田四郎

松川長雄

序でに社債權者集會の代表者に就て註釋を試みて置くが、此の代表者は唯だ當該集會に於て決議すべき事項の細目の決定を爲さしむる爲めにのみ選任されるのであつて、或る一部の論者が言ふが如く、擔保附社債信託法に規定した總ての集會の決議事項を、適宜選擇決定し得る權限を持つて居る譯ではない。是が時としては御都合主義に曲解せられ、反つて禍根を貽すのであるが、本社債の場合の如く模範的に其の權限を明らかにして選任されたのは、我が社債界の爲め洵に慶賀すべき遣り方であつた。

右の集會が終つた直後、當會社は門野社長の名を以て社債權者一同に對して

弊社第三回社債元利金並に第四回社債利金支拂遅延の爲め社債權者各位へ多大の御迷惑想懸け恐縮に存じ候處今般社債權者集會に於て當社の現狀に御同情の上特に寛大なる御決議に預り候段洵に難有一同深く感銘罷在候次第に御座候

と如何にも鄭重なる挨拶状を送つたが、何處の會社でも社債整理の場合には是位の機轉を利かさなければ同情を贏ち得ることが出来ない。尤も右の挨拶状なども梅浦専務あたりの智恵袋から絞り出された御名案だらう。

その後、當會社の全般に亘る整理案は郷、中島兩男の調停に依つて着々進行し、同年六月に開催された株主總會に於ては、當會社の資本金壹千七百七十八萬五千圓を百十七萬八千五百圓に減少することが決議されたので、無擔保債券八百萬圓の半額を切捨て、残りの半額を第一優先株として振替へ、更に新資金調達の爲めに別に第二東洋モスリン株式會社（資本金四百萬圓拂込一百萬圓）を設立して、此方の株を全部第二優先株としたので、當會社の資本金は改めて九百十七萬八千五百圓拂込六百十七萬八千五百圓となり、是で更生の基礎が固まつた譯である。

一方社債権者の代表者は特に代表者會を組織し、私が其の顧問に推されて、審議に審議を重ね、代表者亦郷、中島兩男と連絡を取つて幹旋大に努めた結果、同年十二月二十二日第三回及び第四回の代表者最後の會合に於て、小池銀行の代表小池原之助氏の提案に基き、左記の決定を爲し、各社債権者に通告した。

第三回の決定

東洋モスリン株式會社第三回物上擔保附社債金四百五拾萬圓也ノ内現在高金三百九拾萬

圓也ノ元利金支拂ヲ左記ノ如ク猶豫シ尙不履行ニ因リテ生シタル責任ヲ免除ス

一、元金ハ昭和七年十一月二十一日迄据置爾後五年間ニ隨時償還スルモノトス但シ一部償還ノ場合ハ抽籤ノ方法ニヨル

二、利息ハ従前ノ通り毎年五月二十一日及ヒ十一月二十一日ヲ支拂期日トシ昭和四年十一月二十一日ヲ支拂期日トスル分ハ昭和五年十二月二十六日ニ支拂ヒ其ノ後ノ期日ニ屬スル分ハ總テ其ノ期日後逐次一年後レノ支拂トス

希望事項

(一) 第三回社債償還期間中ニ於テ會社カ固定資産ノ削却ヲ爲シ又ハ其ノ積立ヲ爲シタルトキハ之ヲ以テ一部償還ヲ行フコト

(二) 會社カ普通株ニ配當ヲ爲シ得ル状態ニ立到レル場合ハ社債利息ハ期日通り支拂ハレタキコト

(三) 會社カ普通株ニ配當ヲ爲シ得ル状態ニ立到レル場合ハ支拂猶豫ノ利息金ニ對スル延利ヲ支拂ハレタキコト

第四回の決定

東洋モスリン株式會社第四回物上擔保付社債金六百萬圓也ノ元利金支拂ヲ左記ノ如ク猶豫シ尙不履行ニ因リテ生シタル責任ヲ免除ス

- 一、元金ハ昭和十年十一月十二日迄ニ隨時償還シ一部償還ノ場合ハ抽籤ノ方法ニヨル但シ買受償還ヲ爲シ得ルモノトス
- 二、利息ハ従前ノ通り毎年五月十二日及ヒ十一月十二日ヲ支拂期日トシ昭和四年十一月

十四日ヲ支拂期日トスル分ハ昭和五年十二月二十六日ニ支拂ヒ其ノ後ノ期日ニ屬スル分ハ總テ其ノ期日後遞次一年後レノ支拂トス

此の希望事項は前回の決議事項と同じ文句であるから省略するが、是等の決定が各社債権者集會の決議の内容と成つたのである。此の決議のお蔭で當會社も愈々更生し、其の後優先株に對しては勿論、普通株に對しても年八分の配當を爲し得る迄に業績大に革まり、本社債も今では利息を期日々に支拂ふことも出来(遞次一年後れは其の儘であるが)、本第三回の方は、元金の一部六拾萬圓を三拾萬圓づゝを二回に償還し、その後、低金利を機

會に、第三回第四回共に全部借換へられた。

本社債などは擔保附社債信託法に定めた支拂猶豫で救はれた好標本であつて、當時若し擔保權を實行したならば、反つて社債權者の不利益に成つて居つたかも知れない。但し社債が期限の利益を失つて擔保附社債信託法第八十二條に該當する時、受託會社が恣に社債權者集會の決議なくして當該擔保權の實行を見合せる事は、誠實且つ公平に、信託事務を處理しない信託違反行爲であるから注意を要する。

第九節 琴平參宮電鐵社債

讃岐と言へば、金毘羅を聯想する。金毘羅は海路の守護神で「金毘羅ふねふね追風に帆あげて」と唄にもうたはれ、參詣客一ヶ年無慮二百萬人と宣傳されて居る。之を當て込んで陸路は省線を始め三電鐵がお互ひに慾の皮の突ツ張り合ひで四通八達した譯である。即ち省線は高松から多度津を経て琴平に通じ、琴平電鐵は高松から琴平に通じ、琴平急行電鐵は坂出から琴平に通じ、本社債の琴平參宮電鐵は坂出或は多度津から琴平に通じて居るが

海路の守護神必ずしも陸路に靈驗あらたかならず、本社債などは既に三たびも整理集會を開催して、尙ほ且つうだつが上らぬやうな現狀である。随つて本社債はまだ整理中であると言へば整理中でもあるが、昭和八年九月までの整理始末を一段落として御披露に及んで置かう。

當會社は、明治四十四年九月八日丸龜市を本據として設立せられ、大阪法曹界の先輩の一人で、熱心なクリスチャンである湯淺豊太郎氏が、引續き社長として經營に當つて居るが、何分狭い地域に遊覽を主とした三電鐵が、三ツ巴と成つて競争して居るのだから助からない。

本社債は第二回の擔保附社債で、昭和二年十二月五日、三十四銀行系統の共同信託會社を受託會社として發行したものである。當時の發行要項は

- 一、總額 二百三十萬圓
- 一、利率 年七分
- 一、發行價格 額面百圓ニ付百圓

一、償還方法及期限 發行ノ日ヨリ二年据置爾後三年以内ニ隨時償還ス但シ一部償還ノ場合ニハ買入又ハ抽籤ノ方法ニ依ル

一、利息支拂方法及期限 毎年六月一日及十二月一日ニ前六ヶ月分ヲ利札引換ニ支拂フ但シ六ヶ月ニ滿タルモノハ日割ヲ以テ計算ス

一、元利支拂場所 共同信託株式會社三十四銀行本支店、高松百十四銀行本支店、山一證券株式會社本支店

一、物上擔保 委託會社所有ノ軌道財團、鐵道財團ニ抵當權ヲ設定ス但シ先順位ノ抵當權ヲ抹消シ本抵當權ノ順位ヲ一番トス

と云ふのであつたが、別に當會社の資本金三百五拾萬圓(拂込金二百三十六萬圓)、現存財産四百二十六萬五千九百八十八圓八十八錢九厘(昭和二年五月三十一日現在、未拂込株金を除く)と發表した。斯んな現存財産の算出方が宜しくないと云ふ事は、川崎造船所社債の整理始末の中にも論評して置いたが、そればかりでなく、更に『好利廻と確實性を併有』と題して、當會社の營業區間の線路を(一)多度津——善通寺——琴平(二)善通寺——丸龜——

坂出として掲出し、次に

有名なる金刀比羅宮は四時参詣者絶へる事なく無慮一ケ年二百萬人と稱せられ、又弘法大師の誕生地として有名な普通寺も同じく百數十萬人の禮拜者を算します。加ふるに此の區域は北四國の人口稠密なる地方にして有望なる線路であります。坂出町より高松迄も延長の豫定線路を有して居ります。

など、大々的に廣告したから、世にも奇特な善男善女は、金毘羅さんとお大師さんと兩方のごりやくで、有利有望の投資物ゆめ疑ひあるべからずとも思つて應募したものであつた。昭和も三年、四年、五年と経つて、愈々本年一杯で全額が償還されると云ふ昭和六年の六月一日に、僅か八、九萬圓の利息の支拂に行き詰つて了つた。而も本社債の信託證書には、何故か利息を怠つた場合は當該社債の總額に付き期限の利益を失はしめる約款が無かつた。それ故、受託會社たる共同信託會社が、擔保附社債信託法第八十一條及び第七十九條に依つて社債權者集會を招集した。

琴平參宮電鐵株式會社物上擔保附社債權者集會招集公告

昭和二年十二月十二日附ヲ以テ委託會社琴平參宮電鐵株式會社受託會社共同信託株式會社力擔保附社債信託法ニ依リ締結シタル信託證書ニ基キ委託會社ノ發行ニ係ル物上擔保附社債ニ關シ今般左記事項ヲ決議スル爲メ昭和六年十月五日午前十時大阪市東區今橋一丁目十五番地株式會社大阪ホテルニ於テ社債權者集會ヲ招集致候間此段及公告候也

一、昭和六年六月一日支拂利息ニ付擔保附社債信託法第八十一條ニ依リ一定ノ期限内ニ支拂ヲナスベキ旨及其ノ期間内ニ支拂ヲナサザルトキハ社債ノ總額ニ付期間ノ利益ヲ失ハシムル旨ノ催告ヲナスノ件

二、左記(イ・ロ)ニ付其ノ他ノ決定ヲ委任スル爲メ擔保附社債信託法第六十四條ニ依リ代表者ヲ選任スルノ件

イ、總社債ニ付支拂ヲ猶豫シ不履行ニ因リテ生シタル責任ヲ免除シ猶豫期間中ノ利息ヲ定メ又ハ和解ヲナスノ件

ロ、受託會社ニ於テ擔保權ヲ實行シ又ハ必要アル場合訴訟行爲ヲ爲シ若クハ破産手續ニ屬スル一切ノ行爲ヲナスノ件

追而議決權行使ノ社債權者ハ擔保附社債信託法第五十二條第二項ニ據リ來ル九月二十八日迄ニ御所有ノ社債券ヲ當社へ御供託相成度候

昭和六年九月十二日

大阪市東區今橋三丁目一番地

受託會社 共同信託株式會社

右集會の決議は第一の「一定ノ期間内」を「十月十二日迄」として催告することとし、第二の代表者に委任すべき事項を次の如く修正可決した。

- (一)前號催告ニ依リ期間ノ利益ヲ失ヒタルトキハ受託會社ニ於テ擔保權ヲ實行シ又ハ必要アル場合訴訟行爲ヲナシ若クハ破産手續ニ屬スル一切ノ行爲ヲナスコト
- (二)委託會社カ左記條項ニ付支障ナク之ヲ履行スルヲ條件トシテ代表者ハ委託會社ノ更生ノ爲メ前項擔保權ノ實行其ノ他ノ行爲ヲ昭和七年十二月四日迄猶豫スルコトヲ得此ノ期間中ニ於テ社債ノ總額ニ付其ノ償還ヲ爲シタルトキハ左記條件(ロ)ノ未拂利息ヲ免除スルコト

但シ右猶豫ヲ爲シタル場合ト雖モ代表者ニ於テ委託會社カ社債權者ノ利益ヲ害スル行爲アルト認メタルトキハ其ノ他必要アル場合ニテモ之ヲ取消シ第一項ノ諸行爲ヲ爲スコトヲ得

條 件

- (イ)昭和六年六月一日渡リ利息ヲ昭和六年十一月一日迄ニ支拂フコト
- (ロ)昭和六年六月一日以降八年三分以上ノ利息ヲ内入トシテ支拂フコト
- (ハ)未拂込株金總額ニ對シ拂込期日ヲ昭和六年十二月一日迄トシ之カ徵收ヲナスコト然ラシテ三十四銀行副頭取一瀬条吉氏と、山一證券會社取締役木下茂氏と、八木千之助氏とが代表者に選任された。

併しながら、社債整理のために期限の利益を失はしめるに就て催告を發する場合に、既に期限の利益を失つたものゝ如くに見越して、擔保權實行の可否までも決議し得べき權限を委任する代表者を選任するのは、餘りに社債權者の權益を蹂躪した遣り方である。斯んな調子で、萬事何から何まで、代表者任せにして好いと言ふなら、社債權者は實際手も足

も出なく成つて了ふ。

加之、右の條件(ロ)の「年三分以上ノ利息を内入トシテ支拂フ」とは、何を意味するのかわからぬ。年三分以上と言へば、年四分も、年五分も、年六分も、年七分も、何れも年三分以上である。年七分の社債に年七分の利息を支拂つたならば内入ではなくて丸拂ひである。又年七分の社債に年三分の利息を内入して支拂つて其の残額を免除して遣るならば矢張り内入ではなくて矢張り丸拂ひである。孰れにしても此の「猶豫期間中ノ利息」の改定は何んと決議しても總社債権者を拘束するを得ない。之を微塵も疑はずして、盲滅法に「賛成」「異議なし」で済ませた社債権者のお芽出た加減ツたらない。是では社債制度の改善が遅々として進まぬ責の一半は社債権者に在ると言はれても仕方がない。

その後、催告に因る支拂期限までに當該利息を支拂ふことが出来なかつたので、本社債は、愈々其の總額に付き期限の利益を失つたが、十月二十一日に兎も角、代表者の決定が發表に成つた。

決 定

一、委託會社は擔保附社債信託法第八一條及び第七十九條ニ依リ社債ノ總額ニ付期限ノ利益ヲ失ヒタルニ因リ受託會社ニ於テ擔保權ヲ實行シ又ハ必要アル場合訴訟行爲ヲ爲シ若クハ破産手續ニ屬スル一切ノ行爲ヲ爲スヘシ

但シ委託會社カ左記條件ヲ履行スルトキハ擔保權ノ實行ヲ昭和七年十二月四日迄猶豫ス

條 件

(一)昭和六年六月一日渡リ利息ヲ昭和六年十一月一日迄ニ支拂フコト

(二)昭和六年六月一日以降ハ年三分以上ノ利息ヲ内入シテ支拂フコト(此ノ支拂金額及ビ其ノ時期ニ付テハ代表者ニ於テ更ニ之ヲ決定ス)

(三)未拂込株金總額ニ對シ拂込期日ヲ昭和六年十二月一日迄トシ之カ徴收ノ手續ヲ爲スコト

二、前項但書ニ依リ擔保權實行ノ猶豫中ト雖モ代表者ニ於テ委託會社ニ本社債権者ノ利益ヲ害スル行爲アルト認メタルトキ又ハ必要アリト認メタル場合ハ何時ニテモ擔保權實行ノ猶豫ヲ取消スヘシ

然るに、當會社の整理も然う豫期した程には進捗しないので、翌七年二月二十六日、社債總額の十分の一に當る社債権者の請求に依つて、再び社債権者集會を招集し、前回の集會に於て代表者に委任した權限中其の一部を左の通り變更した。

委託會社カ條件ヲ支障ナク履行シタルトキ又ハ諸條件ニ拘ラズ代表者ニ於テ委託會社更生ノ爲ニ效果アルトキハ(イ)ノ擔保權實行ヲ昭和七年十二月四日迄猶豫スルコトヲ得此の集會に於て、當會社の未拂込株金を、昭和六年十二月一日に七圓五十錢、同七年二月一日に五圓、同四月一日に五圓を徵收することに變更した件に就て事後承諾を承認したけれど、此の未拂込徵收の成績も餘り面白くなかつたので、更に同年十一月十七日に三たび社債権者集會を招集し、本社債の擔保權實行を本年の十二月四日まで猶豫して遣ふこととなつた。併しながら、當會社の本年上期の收支計算を見ると、

一、客車 收入	一四、七八一・九二〇
一、運輸雜收入	九九八・七二〇
一、雜 收入	一、六一〇・五五〇

計
一、自動車部收入 一五〇、三九一・一九〇
合 計 六、〇三一・五五〇
一五六、四二二・七五〇

であつて、是に對する支出合計が十四萬五千九百二十六圓四十一錢二厘である。この收支計算を前期のそれと比較して見ると、前期の收入が

一、客車 收入	一〇四、七六〇・〇六〇
一、運輸雜收入	八三二・二五〇
一、雜 收入	一、一〇二・六六〇
計	一〇六、六九四・九七〇
一、自動車部收入	二、八五三・七九〇
合 計	一〇九、五四八・七六〇

であつて、是に對する支出合計が十六萬六百四十五圓餘りであつたから、本年上期の業績は餘程良い譯であるが、それでも當期の損失金は尙ほ十萬九千三百五十圓餘りが計上され

て居り、且つ本社債の利息も相變らず滞り勝ちであるから、當分、本社債の元利金を完済する見込みは全然無さうである。如何に整理又整理されるか刮目して待つて居よう。

第十節 箱根土地社債

箱根土地の堤か、堤の箱根土地かと評判された堤康次郎氏は、何時の間にか拓務の副大臣——政務次官閣下に成り上つた、と言つて喫驚しても始まらないが、何がさて偉出世をの凄腕を持つて居るが、大正九年の三月初めて箱根土地會社を設立し、箱根や輕井澤などに貸別荘を建てたり、東京市内外の土地分譲に手を着けて、相當苦しい遺繰り世帯を切つて廻し、毀譽相半ばしながらも、押しの一手で押通して、當會社を遂に我國では誰知らぬ者もない大土地會社に仕上げて了つた。然うして同十三年九月一日に本社債を第三回物上擔保附社債として左記要項に基き發行したのである。

- 一、社債總額 二百萬圓

- 一、利率 年一割
- 一、發行價格 額面百圓ニ付百圓
- 一、償還方法及期限 壹ケ年間据置壹ケ年間ニ償還
- 一、利拂期日 三月一日、九月一日
- 一、擔保 土地及建物
- 一、受託會社 神田銀行

然るに、本社債は其の償還期限である大正十五年三月十日に、元利金の支拂不能に成つたので、當會社は此の窮境を切り抜けるために、新計畫また新計畫を企て、遣り繰つた。堤氏がプロローニングを洋服のゾボンの隠しに忍ばせて、朝早くから夜遅くまで金策に飛び廻つたと噂されたのも此の頃であつた。それでも金融意の如くならなかつたので、本社債の整理資金に充當するため同十五年三月廿五日新たに第六回物上擔保附社債二百萬圓を發行することとなり、此の社債を特に『國立大學町建設社債』と銘打つて、大々的に募集を開始した。當時の廣告には、先づ劈頭に『事業の内容』と題して

近年、都會人口集中の大勢に支配せられて東京の近郊地價の騰貴は驚くべき勢ひであります。又、箱根、輕井澤の土地は都會生活と縁故深く投資物として最も有望確實であります。

と書き立て、其の次には直ぐ『社債の内容』との題下に

土地擔保の金融は、最も安全確實ですが、これには抵當權設定登記の面倒な手数を要し且つ利息に所得税をかけられます。然し本社債をお求めになれば税金はいらす手数もはぶけます。即ち本社債は箱根、輕井澤の土地約一千万坪の外に、今回新たに國立大學町根、輕井澤の土地は第二順位になつて居りますが、此の社債成立と同時に擔保になつて居る第三回社債を返しますから、直ちに全部第一順位になるのです。即ち百圓の社債をお持ちの方は五百餘坪の土地を一番抵當にお取りになるのです。つまり百圓の社債をお持ちの方は坪二十錢の割で土地を抵當として税金いらすに金をお貸しになるのです。而も其の擔保は神田銀行が社債の所有者に代つて受託會社になつて抵當物を保存しますか

ら、社債の所有者は何の手数もなく安心して居られるのです。利札は期日毎に取引銀行へお拂込みならば東京手形交換所を通じてお手許へ入金になります。

と書き立て、居る。何んと巧いものぢやないか。百圓の社債をお持ちの方は五百坪の土地を一番抵當にお取りになるとか、百圓の社債をお持ちの方は坪二十錢の割で土地を抵當として税金いらすに金をお貸しになるとか、如何にも怨の深い連中が引ツ掛かりさうな宣傳文句である。處が、更に『社債の内容』と題して、本社債は國立大學町建設資金として募集せる第三回社債金二百萬圓の償還に充當する。東京商科大學の移轉が、昨年九月文部大藏兩省の認可指令に依つて大學町の中央に決定し、既に記念講堂の地均らしに着手した。校舍建築費共六百五十萬圓、大正十七年度に竣工の豫定であつたが早くなりさうである。是が竣工すると一大偉觀を呈することを信じて疑ひない。交通は目下大學町の中央に省線の新停車場を建築中で此の三月末に開業する。本年中には省線電車も通じ東京驛まで乗換なしの約一時間で直通する。大學町は道路も二十四間巾の大通り六間巾の幹線を始めとして理想的なものとし、下水その他萬事が一流都市として誇るに足る整然たる施設をして居る

と云ふやうな意味の事まで、事細かに書き立て、居るが、最後に又

大學町は赤松の自然木多く、景望の雅趣、環境の雄大、住宅地としては勿論別荘地としても申分ありません。殊に、南向の緩傾斜地ですから、冬は市中よりも五度位温かです。水は東京衛生試験所で調査の結果純良なること市内の水道以上の検定を受けました。尙ほ商大の移轉と共に多数の教授職員學生校友が移住し、外にも多数買入者の住宅が出来ます。目下賣出前にも拘らず續々賣れて居ますから直ちに繁榮な町として總てのものが整ひます。國立大學町は最高の學都大東京の理想的郊外住宅地として、今將に帝都の眼前に展開せられつゝあります。

と書き立てた。是などは社債募集の宣傳文として先づ満點だらう。自己宣傳としても言ひたいだけは言ふて居るし、應募者に對しても亦た親切な遣り方である。凡そ社債の如き一般公衆を對象とした利殖證券を賣出す場合に、唯だ法律が規定した事項のみを最大限度として公告するに止まり、會社事業の現況も審かにせず、隨つて社債の内容及び其の拂込金の使途も明かにしないのは宜しくない。どうせ、社債の發行會社は、良い意味では發展擴

張の新資金を充實するためであり、悪い意味では遺繰り算段の辻褃を合はせるためであること勿論であるが、それにしても、何んの縁もゆかりもない公衆に對して、百圓、五百圓、壹千圓など、印刷した紙ビラを賣り附けるのだから、公衆には成るべく親切であつて欲しい。處が、現に社債發行會社の中には無暗にポロ隠しをしたがる癖がある。今後何處の社債でも本社債の如く會社の業績、社債の内容竝に其の拂込金の使途などを委しく書いて廣告することだけは實行して貰ひたいものだ。

然る處、右の社債は當て事と何やらは向ふから外れるとの譬に洩れず、應募が豫定額に達しなかつたので哀れや不成立となり、是がために本社債は到頭償還不能と決定した譯である。茲に於て乎、受託會社たる神田銀行は擔保附社債信託法に依つて社債權者集會を召集し、擔保權實行の決議もしたと云ふことである。(但し當時の決議録も矢張り後藤毛織社債のそれと同じやうに行方不明であるから、其の真相も何處までが誠で何處までが嘘か解らぬ)が、彼是れして居る内に、幸か不幸か、今度は神田銀行それ自身が破産して了つたので、之を區切りとして、本社債の整理は監督官廳たる大藏大臣の命令(昭和六年四月八日)

に基き日本興業銀行に承継された。
それ故、日本興業銀行は承継受託會社として昭和六年五月五日左記の通り本社債の社債
権者集會を招集した。

箱根土地株式會社上擔保附社債權者集會招集公告

箱根土地株式會社カ株式會社神田銀行トノ間ニ締結セル大正十三年八月一日附信託契約
及ビ同年八月七日附更正契約ニ基キ發行シタル物上擔保附社債總額二百萬圓ノ内現存額
壹百八拾六萬圓ニ關スル信託事務ハ今回大藏大臣ヨリ當行ニ於テ其ノ承継ヲ命セラレ之
カ引繼ヲ受ケタルトコロ今回同社ヨリノ請求ニ因リ左記ノ通り社債權者集會開催仕候間
無記名債券所有ノ社債權者ニシテ議決權ヲ行使セムトスル者ハ左記期日迄ニ其ノ債券ヲ
當行本店又ハ支店ニ御供託相成度候

昭和六年五月五日

東京市麴町區丸ノ内壹丁目八番地壹

承継受託會社 日本興業銀行

記

總裁 結 城 豐 太 郎

一、會議ノ目的事項ノ要目

昭和六年四月廿七日附委託會社箱根土地株式會社ノ申出ニヨリ日本温泉土地株式會社
株式ト前記箱根土地株式會社社債トヲ交換スルコトヲ基礎トスル和解ノ件

一、債券供託期日 五月廿日マテ

一、社債權者集會日 五月廿八日午前十時

一、開催場所 東京市麴町區丸ノ内壹丁目八番地壹株式會社日本興業銀行内

右の集會には、矢張り私が議長に推されたが、堤氏が當會社を代表出席して會社の内容業
績を委しく説明したので、相當強硬なる社債權者も之を諒とし、豫定の議案を兎にも角に
も可決することが出來た。

決 議

箱根土地株式會社カ株式會社神田銀行トノ間ニ締結セル大正拾參年八月壹日附信託契約

及ヒ同年八月七日附更正契約ニ基キ發行シタル物上擔保附社債總額貳百萬圓也ノ内現存額壹百八拾六萬圓也ニ付昭和六年四月八日大藏大臣ノ命令ニ依リ信託事務ヲ承繼セル株式會社日本興業銀行ハ左記各條項ニ基キ總社債權者ノ爲ニ箱根土地株式會社ト和解ヲ爲スコトヲ決議ス

記

- 一、委託會社箱根土地株式會社カ右社債ノ抵當物ヲ出資シテ設立シタル日本温泉土地株式會社ノ株式ニシテ箱根土地株式會社ノ所有スルモノト右社債權者ノ所持スル社債ト交換スルコト
- 二、右交換ノ割合ハ社債額面貳拾圓也(現存額拾八圓六拾錢也)ニ對スル元利金全部ニ付額面貳拾圓也全額拂込済株式壹株ト爲スコト
- 三、箱根土地株式會社ハ右株式ノ名義書換ニ付日本温泉土地株式會社ト協力スルコト
- 四、箱根土地株式會社ハ右交換ニ因リ取得シタル社債ヲ直チニ銷却シ其ノ抵當權ノ抹消手續ヲ完了スルコト

五、其ノ他右各項ニ附隨スル一切ノ手續ニ付箱根土地株式會社ハ承繼受託會社株式會社日本興業銀行ノ指圖ニ從フコト

此の結果、本社債は偶々米國のコンヴァーティブル・ボンド (Convertible Bonds) の如くに取扱はれた譯であるが、斯種の社債整理は總て我國に於ても Convertible Bonds の制度を認める機運に向ひつゝある一例證とも看られよう。

第十一節 櫻麥酒社債

今の櫻麥酒會社は昔の帝國麥酒會社である。帝國麥酒會社は例の鈴木商店一派が大株主となつて、是に關門方面の有志が参加し、明治四十五年の五月、資本金二百萬圓、内拂込五拾萬圓を以て創立したもので、本社及び工場共門司の大里に設置した。當會社の醸造した麥酒が即ち「サクラビール」である。

本社債は、大正十四年九月五日に帝國麥酒社債として發行せられ、受託會社は三十四銀行、引受銀行は藤本ビル・ブローカー銀行(現在の藤本ビル・ブローカー證券會社の前身)で

あつた。

發行要項

- 一、社債總額 三百萬圓
- 一、利率 年八分
- 一、發行價格 額面壹百圓ニ付壹百圓
- 一、償還期限及ヒ方法 發行ノ日ヨリ一ヶ年据置爾後二ヶ年以内ニ隨時償還
- 一、物上擔保 同社門司工場一番抵當

本社債の應募成績は珍らしく良好であり且つ盛況を呈したが、是には當時我が財界一方の重鎮であつた鈴木商店の信用と勢力が與つて大なりしことは否まれない。が、麥酒の消費量は本社債が發行された頃から一般に幾分づゝ減少の傾きがあつて、前途必ずしも樂觀を許さなかつたけれど、當會社は同業會社の後進としては業績大に擧がり、當時は株主に對する利益配當も引續き一割とか一割二分とかを持續して居つたから、本社債の應募申込者も亦安心して危惧の念を抱かなかつた。

然るに、好事魔多しとやら、本社債の償還期限の前年——昭和二年の四月に鈴木商店が突如破綻し、同商店の關係事業を擧げて急轉直下の經營難に陥れた。爾來、當會社の金融また頗る圓滑を缺き、兎まれ角まれ、根本から大整理を爲すべく餘儀なくされた。そこで三十四銀行は早速集會を招集することとし、八月十日附の新聞紙上に左記の如き社債權者集會招集の公告を掲出した。

帝國麥酒株式會社物上擔保附社債權者集會招集公告

委託會社帝國麥酒株式會社ノ請求ニ依リ昭和三年九月一日午前十時ヨリ大阪市東區内本町橋詰五十八番地大阪府立實業會館ニ於テ左記目的ニ付社債權者集會招集致候間此段公告候也

- 一、集會ノ目的 委託會社帝國麥酒株式會社ト受託會社當銀行間ニ締結セル大正十四年八月壹日附信託證書ニ基キ同年九月五日償還期限ノ處委託會社ハ其ノ期限ニ社債ノ償還ヲ爲スコト能ハサルニ付之カ支拂猶豫並ニ猶豫期間中ノ利息ニ關スル件、前項決議ニ付場合ニ依リテハ代表者參名以上ヲ選任シ其ノ決議事項ノ決定ヲ委任スルコト

此の公告を掲載した新聞紙を、私は圖らずも英京倫敦のホテルで見したが、本社債の如き擔保附社債の償還不能に陥つた場合に、招集する集會の目的事項として、擔保附社債信託法第八十二條に依る擔保權を實行するか否かの件を掲げないで、反對に擔保附社債信託法の何處を捜しても規定して居らない「猶豫期間中ノ利子ニ關スル件」などを掲げて居るのを奇異に感じたと云ふよりは寧ろ滑稽に思つた。併し此の集會では社債權者側も社債法制の知識に乏しく、唯だ漫然と總括的に代表者五名だけを選任して、別に「集會ノ目的」以外の擔保權の實行猶豫などを審議し、全く滅茶苦茶の決議を敢て可決して了つた。其の決議と云ふのは、

一、本社債ノ支拂猶豫並ニ猶豫期間中利息ニ付テハ代表者五名ヲ選任シ之レカ決定ニ關スル一切ノ件ヲ委任ス

二、前項代表者トシテ左記ノ通り選任ス

藤本ビル・ブローカー銀行

仁壽生命保險株式會社

日本貿易火災保險株式會社

橋本愛次郎

村岡吾一

三、代表者ニ於テ支拂猶豫ニ關スル決定ヲ爲ス迄受託會社ハ擔保附社債信託法第八十二條ニ依ル擔保權實行ニ關スル手續ヲ爲サ、ルモノトス

代表者ノ決定

一、本社債ノ償還期限ヲ昭和六年九月五日迄猶豫ス但シ昭和四年九月五日及ヒ其後毎六ヶ月毎ニ拾五萬圓以上ヲ償還スルコト

二、利息ハ從來ノ通り年八分トス

右の集會直後、當會社の商號を「櫻麥酒株式會社」と改めて、陣容一新を圖つたが、當時一般の商況不振を極め、殊に「麥酒界ハ未曾有ノ混亂狀態」に陥り、「販賣數量ノ減退、價格ノ低落著シク」、加之「代金ノ回收意ノ如クナラス」、更に再び第二回社債權者集會を招集するの已むなきに至つた。此の集會の目的事項は稍々整つて

- 一、擔保附社債信託法第八十五條ニ依リ總社債ノ支拂ヲ猶豫シ不履行ニ因ル責任ヲ免除シ猶豫期間中ノ利子ヲ定メ又ハ和解ヲ爲スノ件又ハ同法第八十二條第八十六條ニ依リ受託會社ニ於テ擔保權ヲ實行シ又必要アル場合訴訟行爲ヲ爲スノ件
- 二、前項ニ付其ノ決定ヲ委任スル爲メ擔保附社債信託法第六十四條ニ依リ代表者ヲ選任スルノ件

と云ふのであつたが、此の際初めて本社債の「利率八年五分五厘以上トス」と決定されたのである。

- 一、本集會ニ於テ選任シタル代表者ガ委託會社ノ更生可能ト認ムル整理案ガ成立シタルトキハ總社債ノ支拂ヲ猶豫シ不履行ニ依ル責任ヲ免除スルコト但シ猶豫期間ハ昭和六年三月五日ヨリ昭和十年九月五日迄ノ期間内トシテ適宜ノ償還方法ヲ定メ猶豫期間中ノ利率八年五分五厘以上トス
- 二、前項ノ整理案カ成立セサルトキハ右代表者ハ其ノ決定ヲ以テ受託會社ヲシテ擔保權ヲ實行シ又ハ必要ニ應シ訴訟行爲破産及ヒ和解若クハ和解ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲サ

シムルコト

- 三、前項ノ事項ヲ決定スル爲メ左記三名ヲ代表者ニ選任ス

當該集會の代表者は藤本ビル・ブローカー銀行の外に、橋本豊太郎氏と堀見東一氏が選任された。然うして是等の代表者は本社債猶豫期間中の利率を「五分五厘」に改めて、其他は總て決議通りに決定して了つた。處が、我國の擔保附社債信託法の上では利息の引下を社債權者集會の決議事項として認めて居らない。尤も同法第五十八條には「社債權者集會ニ於テ決議スヘキ事項ハ本法ニ規定アルモノノ外特ニ信託契約ニ定メタルモノニ限ル」と規定して居るから、信託契約の中に、利息の引下を社債權者集會の決議事項として認むる旨を定めてあればよい。

然れども私の知る限りに於ては、本社債の信託契約の中に然んな特約は無かつたけれど大藏省當局は特に本件に關して「支拂猶豫期間中の利息は之を引下ぐるも差支なし」と寛大なる便宜的解釋を下した爲め、別に問題には成らなかつたが、一般に社債法理の上から觀察して、此の大藏省の便宜的解釋を我が大審院に於て認容するや否や疑はしい。前述の如

く擔保附社債信託法は、既に當事者の利益の爲めに特に斟酌して法定の決議事項以外のものを信託契約に定め得られる便宜を認めて居るにも拘らず、當事者自ら其の利益を捨て、信託契約を締結した以上、是に對して態々便宜的解釋を下し「信託契約に定めても定めなくとも其の結果に於ては同じ事だ」と看られるやうな脱法的の特別便宜を認めて遣る必要那邊に在るか？ 了解に苦しむ。但し社債權者が自ら進んで社債發行會社の苦しい立場に同情するの餘り、社債利率の改定に承諾を與へるのは無論自由であり結構な事である。

それは然うと、當會社は其後も相變らず、金融逼迫の爲めに本社債殘額二百三十六萬五千七百圓を、其の期限までに償還することが不可能となつたので、翌七年の八月九日に第三回の社債權者集會を、左記事項を目的として招集した。

- 一、總社債ノ元利金支拂猶豫並ニ不履行ニ因ル責任免除ニ關スル件
- 一、前項ニ付必要アル場合擔保附社債信託法第六十四條ニ依リ代表者ヲ選任シ其ノ決議事項ノ決定ヲ委任スル件

一、受託會社カ社債擔保工場財團ニ對シ次順位抵當權設定ニ受託會社ノ承諾ニ關シ之レ

カ同意ヲ求ムル件

當該集會は大坂今橋の大坂ホテルに於て開催されたが、最初受託會社の顧問辯護士が議長席に着いて議事を進めんとした際、社債權者側から緊急動議が出て、改めて議長の資格や委任狀出席の當否を調べることに成つたから堪らない。議場騒然、全く豫期せざる大波瀾を捲き起すに至つた。果ては社債權者側から特別調査委員を選出して當會社の資産及び營業狀態を逐一調査することとし、其の儘集會の議事を延ばして了つた。斯くして九月十五日に、前述集會の續會が開催された。此時は初め、社債權者の某氏が議長席に着いたが私が途中から満場一致で以て議長に選舉された。當時、私は議長就任の挨拶として「私は御承知の通り特に社債法制を専攻して居る者である。随つて私が議長席に着けば萬事合法的に且つ合理的に議事を進めて、假にも此の集會の決議の上に禍根を胎さないやうに致したい」と申述べた。然うして愈々社債權者側と受託會社側とが和衷協同し、當會社を更生させること云ふ意見の一致を見たので、満場一人の反對者なく左記の通り採決した。

決議

- 一、本社債ニ關スル利息金ハ今後絶對ニ猶豫セス
- 二、本社債元金總額ノ支拂猶豫ニ付テハ本集會ニ於テ代表者ヲ選任シ左記事項ノ決定ヲ委任ス

左記

代表者ニ於テ昭和八年三月五日迄ニ委託會社カ更生可能ト認ムヘキ整理案成立シタルトキハ社債元金總額金二百三十六萬五千七百圓ノ内金五萬圓以上ヲ昭和八年九月五日ニ、昭和九年ヨリ昭和十二年迄毎年九月五日ニ、金二十萬圓以上宛ヲ昭和十三年ヨリ昭和十五年迄毎年九月五日ニ償還シ、殘額全部ヲ昭和十六年九月五日ニ償還スルコト

一、昭和七年九月五日ニ支拂フヘキ元金十五萬圓ハ右代表者ノ決定アル迄之ヲ猶豫ス

二、前項代表者トシテ本集會ニ於テ左記五名ヲ選任ス

石田理七郎
服部文治郎
大浦清暢

その後、代表者に於て當會社の更生整理案を全部承認したので、結局前掲第二項の通りに決定した。斯くして最後に流會遣り直しの動議まで持ち出された本社債の整理も、幸ひに無事圓滿に解決された譯である。

華浦銀行
藤本ビルローカー銀行

第十二節 鹽水港製糖社債

東京芝浦の一偉觀である——番外の大煙突に「鹽水港製糖」と書いた鹽水港製糖會社の本年三月末に於ける半期の利益金は、百八拾四萬壹千四百圓餘である。此の内から固定資産償却として五十萬圓を差引いても、尙且つ純益金が百三拾四萬壹千四百圓餘も殘る勘定となるので、當期間だけの算盤ならば先づ順調であると言へよう。之を同會社の昭和五年三月末に於ける半期間の純益金二萬八千六百圓餘と比較したならば、實に四十何割といふ純益の増加率を示して居る。是には一般財界が好轉した事も直接間接の原因と成つて居るけ

れど、同會社の社債壹千萬圓の償還延期と利率引下の所謂社債整理が、同會社を死地から救ひ出したと観るのが最も正しい見方であらう。今其の整理始末の荒筋を御紹介に及ぶに當つて、先づ本社債の正體を明かにすると、本社債は第三回の無擔保社債で、大正十四年七月二十日、三井銀行が總額を引受募集して發行されたものである。

發行要目

- 一、社債總額 壹千萬圓
 - 一、利率 年七分
 - 一、發行價格 額面壹百圓ニ付九拾八圓
 - 一、償還期限及ヒ方法 發行ノ日ヨリニケ年据置き其ノ後三ケ年間ニ隨時償還
 - 一、元利支拂場所 三井銀行本店及ヒ内地支店
- 然うして之を取扱つたのが、三井銀行を筆頭に、小池銀行、藤本ビルブローカー銀行、山一合資會社と云ふお揃ひの類觸であつたから、人氣沸騰、各店とも其の割當に引ツ張り風の繁昌であつた。

それが昭和五年の償還期限を目前に控へて償還資金に行き詰つたので、私が本社債整理の財務顧問として關係し、不取敢新聞紙上に社債元利の支拂猶豫懇願の謹告を出して、一方住所氏名の知れた社債權者に對しては詳細に會社の現狀を書いて同情を求めたが、それから間もなく本社債の償還延期案として(一)昭和五年七月二十日より滿一ケ年据置き爾後七ケ年間に毎年五十萬圓を下らざる金額を抽籤に據り現金を以て償還すること、(二)利率は現行年七分を其の儘据置き従前の通り毎年六月及び十二月の二回に支拂ふこと、(三)償還資金は營業純益金、株金拂込金及び借入金に據ること、云ふ三項目を發表したが、社債權者の中には相當強硬に反對する者もあつて仲々纏まりさうもなかつた。併しながら、當會社としても絶對絶命の場合であり、背に腹は代へられなかつたので、大手から、搦手から、社債權者側の了解を求めすることに最善を盡した。當時は社債壹千萬圓の外に臺灣銀行外八銀行三會社からの借入金が四千三拾五萬七千五拾六圓を算し、是等の Indebtedness を合せると五千三拾五萬七千五拾六圓と云ふ巨額に上り、獨り社債權者ばかりでなく、銀行側からも色々と注文が出て、議、容易に決しなかつた。

斯くて、一時「償還方法確定ノ爲メ」八月末日まで猶豫を頼んで置いたのを、又改めて九月十日迄猶豫を願ふこととし、新聞紙上には

鹽水港製糖株式會社第三回社債權者各位ニ謹告

七月二十日償還期限ノ弊社第三回社債壹千萬圓元利金ノ儀償還方法確定ノ爲メ過般八月末日迄猶豫相願ヒ幸ニ各位ノ御同情ニ依リ今日ニ至リ候處未ク償還方法確定ノ運ヒニ至リ兼テ候ニ就テハ重々御迷惑相懸ケ恐縮ノ至ニ奉存候得共更ニ來ル九月十日迄猶豫賜リ度此段奉懇願候

昭和五年八月二十八日

鹽水港製糖株式會社

と廣告し、更に住所氏名の知れたる社債權者には、別に「七月二十日償還期限ノ弊社第三回社債壹千萬圓元利金支拂ノ儀過般償還方法確定ノ爲メ八月末日迄一時御猶豫相願ヒ幸ニ社債權者各位ノ御同情ニ依リ今日ニ至リ候事深謝ニ不堪候然ルニ弊社ノ債務ハ本件社債以外ニ於テ更ニ巨額ノ借入金ヲ有シ居リ此等ノ債權者トノ間ニ協議ヲ遂クルニアラサレハ本件ノ償還方法モ自然決定シ難キ實情ニアルヲ以テ右債權者トモ種々交渉ヲ盡シ餘程進捗致居

リ候得共尙決定迄ニ立チ至リ不申寔ニ申譯無キ次第ニ有之候就テハ種々御迷惑相懸ケ恐縮ノ至ニ奉存候得共如上ノ整理案完成モ今一息ノ處ニ迫リ居リ候間此ノ儘暫ノ間御猶豫賜リ度幸ニ御承認被成下候ハバ遅クモ九月十日迄ニハ最善ノ方法ヲ以テ御協議可申上存候」と云ふ書面を發送した。

然るに何處の社債整理にも能くある事であるが、一般債權者側は社債權者側の態度決定を待ち、社債權者側は一般債權者側の態度決定を待つと云つた始末で仲々埒が明かず、結局、最後は東京とか、大阪とか、名古屋とか、二三樞要な都市で社債權者集會に似たやうな會合を開く覺悟を極めて、それまでは當會社として手の盡せるだけ盡して見ようと云ふことに成つた。實は、我國では未だ本社債の如き無擔保社債に對しては社債權者集會なるものが公認されて居らないので、是に似たり寄つたりの會合を開いても、法律上の効果は固より何等期待することは出来ないけれど、然うして多數の社債權者の纏まつた意向を知る事も亦必要であり、強ち徒爾ではなかつた。その間、到頭社債權者の某々から當會社を相手取つた訴訟が提起せられ、果ては破産の申立まで遣り兼ねまじき氣配も見えたばかり

でなく、例に依つて例の如く本社債を引受募集した三井銀行には、當會社に代つて所謂代拂ひをする責任があると云ふやうな議論も出たりなどして、前途頗る樂觀を許さざるものがあつた。處が、九月三十日に至つて、當會社は又復新聞廣告を利用し、根氣よく弊社第三回社債一千萬圓元利金ノ儀乍遺餘未タ償還方法御協議申上ル迄ニ立至リ不申重重御迷惑相懸ケ恐縮ノ至リニ存候得共近ク決定スヘキ見込ニ付夫迄更ニ暫クノ間御猶豫ヲ得度此段懇願致候

と懇願し、それから一ヶ月の後即ち十月三十一日に至つて、當會社の橋本常務が正式に小池、藤本、山一の各下引受の代表者と會見することに成つた際、左記一般債務整理案に就て意見を交換した。

一、債務利子引下

臺灣銀行分、現利率ヨリ各一步五厘引下、其他銀行會社分、現利率ヨリ各二分引下
社債一步引下

二、新資本借入

臺灣分一百七十一萬圓ヲ臺灣銀行ヨリ貸出願フコト

内地分限度二百萬圓ヲ三井正金ノ兩行ヨリ各債權額按分ニヨリ貸出願フコト

昭和五年五月一日ヨリ同年十二月迄ノ債務利子九十一萬六千圓ハ手形拂ニ願フコト

右合計四百六十二萬六千圓ハ營業純益金ヲ以テ優先返済スルコト

一ヶ年收益金三百八十七萬九千圓ノ内債務利息二百三十一萬四千圓(引下利率ニヨル)

ヲ差引純益一百五十六萬五千圓ヲ豫定債務返済資源トシ之ニ加フルニ毎年債務返済ニ

ヨリ生スル支拂利息輕減額未拂込金ノ徴收一千八十一萬二千圓及ヒ借入金ヲ以テ債務

返済ニ充當スルコト

但シ昭和八年以降ニ於テハ前記純益金ヲ以テスル債務返済豫定額ヨリ社債ニ對シ毎年五十萬圓ヲ優先償還シ殘額一百六萬五千圓ヲ他ノ債務返済ニ充當スルコト

處が、此の案では一般債務は兎も角、本社債の整理としては前回の案よりも更に利息が一分だけ多く引下げられて割が悪くなつて居るのに、その上償還の期限及び方法を、滿二ヶ年据置爾後八ヶ年間毎年五十萬圓ヲ下ラザル金額ヲ抽籤又ハ買入ノ方法ニ依リ償還」と改

案したから、迂濶に之を發表する譯にも行かなかつた。が、當會社に於ても種々研究を重ねた結果、大事を取つて各個の社債権者と特約を以て社債要項中の第二項、第三項、第四項の變更を協定すべき準備を進めた。その特約の全文は

社債要項中第三項第四項ヲ左記ノ通り變更スルコトヲ協定ス

第二項「本社債ノ利率ハ一ケ年七分トス」ヲ「本社債ノ利率ハ一ケ年六分トス」ニ改ム第三項「本社債ハ毎年六月一日及ヒ十二月一日ノ二回ニ前半ケ年分ヲ利札引換ニ支拂フモノトス但發行及ヒ償還ノ場合ニ於テ半ケ年ニ滿タサルモノハ日割ヲ以テ計算ス元金償還ノ當日及ヒ其ノ後ニハ利息ヲ附セス」ヲ「本社債ノ利息ハ毎年一月二十日及ヒ七月二十日ノ二回ニ前半ケ年分ヲ利札引換ニ支拂フモノトス但發行及ヒ償還ノ場合ニ於テ半ケ年ニ滿タサルモノハ日割ヲ以テ計算ス元金償還ノ當日及ヒ其ノ後ハ利息ヲ附セス」ト改ム

第四項「本社債ハ大正十六年七月二十日迄据置キ大正十九年七月二十日迄ニ隨時償還スルモノトス但シ一部償還ハ抽籤ニ依ル」ヲ「本社債ノ最終償還期ヲ昭和十五年七月二十日

マテ延長シ昭和七年七月二十一日以後一ケ年毎ニ隨時額面金五十萬圓以上ヲ抽籤償還又ハ買入銷却ヲ爲スモノトス」ニ改ム

と云ふのであつた。此の特約こそ我が社債整理の記録として特に深き注意を拂ふ必要がある。何となれば、總ての社債要項は商法第九十九條に定むる株主總會に於て決議されたものだから別に特別法に於て例外的規定の存せざる限り、濫りに取締役の專斷を以て變更することは許されないからである。尤も社債要項を株主總會に於て決議せず、特に取締役の決定に一任した時は後日取締役の專斷を以て變更することを得るかの如き解釋が無いでもないが、併し株主總會に於て決議するを要する事項は、假令取締役の決定に一任しても後者の決定は即ち前者の決議となるから、社債要項も亦た取締役の專斷を以て變更するを得ないと看するのが正當である。随つて本社債の要項も、元は矢張り株主總會が取締役の決定に一任したものであつたから、徒らに手數の掛かるのを面倒がつて、世間に能くある取締役の小刀細工だけで済ませては、何時覆へされるか知れない虞れもあつた。そこで特に慎重審議して前掲の如き特約を以てした譯である。然うして此の特約を社債券面に明示す

ることゝ成つたが、當會社の橋本、羽鳥、大西の三常務が、連日寢食を忘れる程の熱誠なる努力に、社債権者の同情も集まり、遂に總額壹千萬圓の内で行方不明の三千圓餘りを除いた九百九拾九萬七千圓は悉く當會社の希望した通り整理された。是が特約を以て社債要項を變更した模範的の社債整理始末である。

第十二章 英米の社債

第一節 英國の社債便覽

英國では、社債の事をデベンチア (Debentures) と云ふ。同國社債法の大家エー・エフ・トツバム氏も「デベンチアは會社が其の債務を辨濟することを約して發行した證券である」と云ふ意味に解して居られる。要するに、會社が其の資金調達のため發行する特殊の有價證券であると云ふのと同様である。が、米國に於てデベンチア又はデベンチア・ボンドと

言へば、一般の無擔保社債の事に限定されて居る。

英國の擔保附社債は、モアゲーチ・デベンチア (Mortgage Debentures) であるが、是は必ずしも、セキユアド・デベンチア (Secured Debentures) ではない。後者は、前者よりも更に廣義であつて、彼の保證社債の如きは、無論セキユアド・デベンチアであるけれど、モアゲーチ・デベンチアではない。モアゲーチ・デベンチアに關しては、英國では既に一八六五年に、モアゲーチ・デベンチア・アクト (Mortgage Debenture Act) と云ふ特別法が制定せられ、是に同社債の擔保たるべきものを列擧して居る。が、我國の社債擔保と比較して、特に目立つて異なるのは、土地、建物、其の他の有體動産の上に設定した擔保權を加へて居る一事である。左に英國の社債中特異のものに就て解説を試みて見よう。

デベンチア・ストック

デベンチア・ストック (Debenture Stock) は、英國獨得の産物であつて、デベンチア (Debenture) —— 普通社債 —— に似而非なるものである。同國の會社法 (Companies : Consolidation : Act) の第二百八十五條に「デベンチアの中に、デベンチア・ストックを含む」

(Debenture includes Debenture stock) と云ふやうな註解もあるけれど、兩者は種々の點に於て相違して居る。元々デベンチア・ストックは、デベンチアの券面額が固定して居て、其の分割譲渡に不便であるが爲めに案出されたやうである。願れば、一八六三年の制定に係る英國のカムパニス・クロゼズ・アクト(Companies Clauses Act)に於て、デベンチア・ストックの發行を認めて以來、初めてデベンチア・ストックが一般化して更に便利であるとして利用されるに至つた。同國の法律辭書の中では、最も權威あるものとして知られた「Byrne's Law Dictionary」を見ると、「デベンチア・ストックとは會社及び是に準ずる公共團體の借入金を表示したストック(Stock)、又はファンド(Fund)の謂ひで、原則としては矢張り信託證書に依つて保證せられ、原所有者の權利も直接會社に對するのではなく、受託者に對することを特徴として居るけれど、當該權利はデベンチアの如く、證書の上には明示されて居らず、唯だ會社の登録簿に依つて保證されて居るに過ぎない。而もデベンチア・ストックは會社の定款その他に於て特に禁止しない限り、如何なる端數にも分割し譲渡し得られる」ことが、即ちデベンチア・ストック本來の特質であつて、私が先年

ロンドンに滞在中、親しく見聞した所では、通例分割し得られる最少單位は、一磅と定められて居つた。

尤もデベンチア・ストックも、會社の債務であると云ふ點は、デベンチアと異なる所はないが、後者は何時でも固定した金額——例へば百磅とか、五百磅とか云ふが如き分立した債權に對して發行される特殊の證券であるに反し、前者は唯だ一個の債權に纏められて居りながら、之を如何なる金額——例へば六十八磅とか三百四十一磅とか云ふが如く分割して、譲渡し得られる便宜がある。故に、デベンチア・ストックの成立は、デベンチアの如きドキュメント(Document)が發行されず、單に信託證書に依つてのみ承認されるに過ぎない。今日一般の慣習としては、各個別に其の所有者の持分を證明すべきサティフィケート(Certificate)が發行されて居るが、此のサティフィケートは、デベンチア又は我國の社債券のやうな證券とは、全然其の内容外觀を異にし、寧ろ我國で使つて居る小切手帳を大きくしたものである。

デベンチア・アンドン・パリバス

デベンチア・アング・パリパス (Debenture under pari passu) とは、社債を數回に分けて發行しても、各社債に同一順位の利益を與へると云ふ特別條件を附した社債である。例へば、擔保附社債の總額六百萬磅を發行する場合に、之を三回に分けて第一次に三百萬磅第二次に二百五十萬磅、第三次に壹百五十萬磅と發行しても、是等の社債は何れも同一順位の擔保を附したものととして取扱はれ、當該擔保の利益は均等に與へられる。但し社債の發行要項中に「本社債はパリパスの方法に依つて發行する」との一條項を明示して置かなければ、無論パリパスの效力を生じない。我國の擔保附社債信託法に改正追加した社債の分割發行は、此の方法を其の儘移植したものである。

パーペチュアル・デベンチア

パーペチュアル・デベンチア (Perpetual Debenture) は永久に償還せざる社債である。故に英國では之をイリディーマブル・デベンチア (Irredeemable Debenture) とも呼んで居る。本社債が初めて成文法に公認されたのは、同國の會社法 (Companies Consolidation Law, 1908) 第百三條に「社債又は社債の信託證書に包含する條件は、例令衡平法 (Equity) の原

則に反する場合でも、社債の償還又は不償還を、如何に遠き將來に於ての偶發的事故の發生、若くは如何に長き期間の經過に繋らしめても、それは無効でない」と規定されて以來の事である。随つて最初から永久に償還せざる社債として發行し、將來不慮の事が發生した時のみ、其の元利を償還しても差支ない譯である。而も本社債の發行要項 (Condition) 中には屢々會社が解散した場合、或は本社債利息の支拂遅延が六ヶ月に亘る場合は、直ちに償還を爲すべきことを定めて居る。但し會社の都合に依つて償還を爲さんとする場合は當該期日より六ヶ月以前に豫告し、且つ割増金を附けて償還し得ることが認められて居る。米國に於ても、パーペチュアル・ボンド (Perpetual Bonds) 或はアニュイティ・ボンド (Annuity Bonds) と稱し、本社債を摸倣したものもあるけれど、同國では餘り之を利用する者がない。

ファウンダス・デベンチア

ファウンダス・デベンチア (Founders Debentures) は、會社の發起人に對する報酬、或いは賞與等に充當する爲めに發行されるもので、ボーナス・デベンチア (Bonus Debentures)

と同種の交付社債である。英國では可なり發行されて居る。

ボーナス・デベンチア

ボーナス・デベンチア(Bonus Debenture)は、英國から始まつて、米國に傳はつたもので矢張りフアウンダース・デベンチア(Founders Debentures)と同種のもつて見て誤りはなからう。會社の發起人に賞與として、本社債の現物を贈る譯である。米國では之をボーナス・ボンド(Bonus Bonds)と云ふ。

第二節 米國の社債便覽

米國では社債の事をコーポレート・ボンド(Corporate Bonds)と云ふ。一般にデベンチアと云ふ言葉を使はない譯でもないが、同國のデベンチアは、必ず無擔保社債に限られ、英國のそれとは其の根本に於て異つた所がある。擔保附社債はモーゲージ・ボンド(Mortgage Bonds)であるが、大概擔保の順位に依つて、第一順位擔保附社債とか、第二順位擔保附社債とか呼んで居る。左に米國社債界に於ける主要なるものに就て註解を加へて置かう。

アッシュールド・ボンド

一會社が他の一會社を合併して引繼ぎたる社債を、アッシュールド・ボンド(Assumed Bonds)と云ふ。本社債の元利は、固より合併會社に於て被合併會社の約束した通り支拂はれるが、本社債が擔保附社債であつた場合には、其の擔保もまた成るべく原狀の儘にて、合併會社に引き繼がれるので、社債権者としては別に然らざる不測の損害を蒙るやうなことはない。假令其の擔保價格に減少を見ることがあつても、米國では從來合併會社の信用(General Credit)能く之を補填し、多數の社債権者に對して毫も迷惑を及ぼさなかつたと言はれて居る。本社債は、同國の鐵道界に於ては、極めて普通のものとして取扱はれ、隨つて大鐵道會社が自己の勢力下にある小鐵道會社を合併して、數種のアッシュールド・ボンドを所有して居ることは珍らしくない。

本社債と合併社債とは、唯だ合併會社が被合併會社の社債を引繼ぐ點のみが同じであつて、本社債は併合社債の如く、被合併會社の社債をコンソリデイト(Consolidate)せず、各個獨立して居ることが特色である。

インカム・ボンド

社債には確定利息を付けるのが原則である。然らずして會社の収益(Earnings)の有無に依り、利息を支拂ふか否かを決定するが如きは、社債が遂に株式化したとも言へよう。本社債も亦其の一種である。本社債を従来インカム・ボンド(Income Bonds)と呼んで居るが別にデベンチア・インカム・ボンド(Debenture Income Bonds)と稱するものもある。孰れも當該社債の元金は、他の社債の如く一定の期日に支拂はれ、利息は會社に収益の有つた場合に限り支拂はれる點が同様であつて、唯だ前者は時々擔保を附し擔保附社債として發行せられ、後者は何時も無擔保社債であると云ふ一點が異つて居るのみである。併し本社債も全體としては無擔保の場合が多いから、會社に取つては誠に都合の好い社債である。即ち擔保は必ずしも附けるに及ばず、利息も亦収益の無かつた場合には支拂はなくても好いと云ふのである。それならば、本社債は社債權者に取つて最も條件が悪く、不利此の上なるべしと思はれるが、然うでもない。何となれば、本社債の利息は累積的(Cumulative)であつて、且つ優先權が認められて居るからである。此の點は又累積的優先株(Cumulative

Preferred Stock)に類似して居る。而も兩者の異なる重點は、元金が一定の期日に償還されるか否かと云ふにあつて、優先株の方は如何に好條件であつても、元金が一定の期日に償還されるとは考へられない。茲に本社債の特徴を發見することが出来る。

次は、本社債の利息は累積的であり、且つ優先權が認められて居るが、此の意味は、本年度の利息が支拂はれなかつたならば、之を來年度の利息と累積して支拂はれる、換言すれば、未拂利息は將來に互つて累積されるのである。が、然うして又優先權が認められて居るから、會社に収益さへ有れば、此の利息は何よりも優先的に支拂はれると云ふのである。右の収益は總収入の内から、諸経費を控除して残つた剩餘金であること言ふ迄もないが、諸経費の中には新企畫及び改善に要する費用は含まれない。

ウォランツ・ボンド

社債を株式に轉換し得る特權を與へられた轉換社債と、混同し易き株式購買附券社債を、ウォランツ・ボンド(Warrants Bonds)と云ふ。本社債は専ら米國に於てのみ認められ、當該社債券にストック・ウォランツ(Stock Warrants)——株式購買券——を添附した一種變

態の社債である。故に、本社債権者は此のウォランツを以て、何時にても會社の株式を購買する権利を有つて居るが、或る會社では、其のウォランツ・ボンドに自由に切り離し得るウォランツを添附したので、濫りに之を切り離して賣買する者が現はれ、一方ウォランツなき社債の詐欺賣買までが盛んに行はれたので、例の「Wall Street Journal」が「ウォランツ・ボンドのウォランツは濫りに之を切り離すことを禁すべきで、然らざれば、ウォランツのみを切り離して別の相場が立てられ、延いては社債市場を悪化する」と書いたことがある。本社債は轉換社債よりも、多分に投機的の長所と短所とを兼ね備へて居る。

エクイPMENT・ボンド

エクイPMENT・ボンド(Equipment Bonds)は、米國の鐵道社債の一種類であつて、是が地方に依り、又會社に依つて、更に數種の様式に分れて居る。然るに、我國では從來之を車輛信託社債、或は設備信託社債など、譯して居るが、深く研究した者もなく、何となく隔靴搔痒の感がある。私は今茲に本社債の最も新しい代表的様式として、先づニューヨーク・プラン(New York Plan)の概要を紹介したい。此の様式は、鐵道會社が新たに車輛を

の他の機械器具を購入する際、先づ手附金として、購入價額の一割乃至二割を支拂ひ、是が未拂資金を一般公衆から募集し調達せんが爲めに、當該車輛その他の機械器具を擔保(Chattel Mortgage)として提供し、之を受託會社が引受けて、社債権者の爲めに管理又は處分するが、本社債は斯くして發行されるのである。此の様式は今や有力なる鐵道會社の採用する所となり、尙ほ鐵道の機械器具に對して、擔保權を有する製油會社も亦之を發行する事がある。次にフィラデルフィア・プラン(Philadelphia Plan)として利用された様式は、鐵道會社が矢張り初めに一割程度の手附金のみを支拂ひ、受託會社が鐵道會社の爲めに車輛その他の機械器具を購入して自ら所有者となり、之を鐵道會社に賃貸すると共に鐵道會社をして更に年賦拂の方法にて引取らしむることを條件として、當該賃借權(Lease)を擔保とする Secured Debenture Bondsである。

山室宗文氏の『社債論』の中に、機械信託社債として紹介して居られる「特別媒介者ナク社債ノ擔保トナルモノハ會社ノ新タニ購入セント欲スル汽罐車又ハ機械ニシテ、代金完済ノ時迄ハ製造會社ヨリ賃借ノ形トナスヲ以テ、車輛信託ノ場合ト其ノ形式稍似タル處アル

モ、社債ノ發行者ハ會社自身ニシテ其ノ會社自身ノ所有物ニアラサルモノヲ擔保トナスノ點相同シカラス」と云ふエクイブメント・ボンドは、今日では餘り歡迎されない。昔は本社債發行の場合に、受託會社が先づエクイブメントの所有者となり、鐵道會社は當該社債を償還した時に讓渡を受けたが、今は初めから鐵道會社が其の所有者となり、受託會社は單なる擔保權者 (Chattel Mortgagee) となるに過ぎない迄に進歩して、本社債に對する從來の不安が、茲に初めて一掃された譯である。随つて、現在は本社債の信用も増大し、且つ市場性も確立したと見てよい。彼のカー・ツラスト・ボンド (Car Trust Bonds) は、唯だ車輛のみを本社債と同じ様式に依つて擔保した所謂車輛信託社債であつて、此の社債は極く狭義のエクイブメント・ボンドである。

會てニューヨークの Guaranty Trust Company が、本社債の宣傳に「鐵道會社のエクイブメントは同會社の經營に缺くべからざる道具である。それは丁度職人の道具のやうな物であつて、職人の道具が彼の生活を維持するに必要であるとの理由に依つて差押から除外されて居ると同様に、鐵道會社のエクイブメントも亦た特に州裁判所及び聯邦裁判所に於て

「鐵道の經營を維持するに必要である」と認められ、是等の設備も總て差押から免がれることゝなつた。随つてエクイブメント・ボンドの元利金も、一般の貸銀や經營費などと同じく「第一順位擔保附會社にさへ優先する」と書いた事がある。此の一事能く本社債の特徴を言ひ現はして居る。

エクステンデド・ボンド

會社が社債元金を期日に至つて償還すること能はざる場合、特に社債權者の同意を得て當該期日を延長する事がある。斯くして償還延期と成つた社債をエクステンデッド・ボンド (Extended Bonds) と稱し、其旨を債券面にスタンプする。是も亦スタンプト・ボンド (Stamped Bonds) の一種である。我國の擔保附社債は社債權者集會の決議さへあれば、支拂猶豫即ち償還延期を爲し得られるが、無擔保社債に對しては、未だ社債權者集會の制度が認められて居らないから、各個の社債權者に就て、各別に同意を求めねばならぬ。孰れにしても、本社債は一面借換發行の手續を省き、他面借換發行の時期を待つに重寶なる存在である。

カー・トラスト・ボンド

カー・トラスト・ボンド(Car Trust Bonds)とは、鐵道會社が其の車輛を年賦拂の方法にて買入れる際に發行される所謂車輛信託社債の事である。本社債は受託會社が車輛を買入れて、鐵道會社に賃貸し、鐵道會社から受取つた賃借證を、擔保(Pledge)として發行するもので、是が拂込金は勿論優先的に、受託會社の立替金辨済に充當されるが、鐵道會社は本社債の償還基金として毎年一定の金額を準備し、之を以て次々に償還して行くから、結局其の車輛を、年賦拂の方法にて買入れたと同じ効果を齎らす譯である。本社債は、スベツシアル・リーン・ボンド(Special Lien Bonds)であり、又たエクイプメント・ボンド(Equipment Bonds)でもあり。

コラテラル・トラスト・ボンド

本社債は米國に於ける有價證券擔保社債の一種である。同國では一八九四年以來、年々盛んに發行されて、現在は會社財政の上に、重大なる意義を有し、金融手續が面倒であればある程、多く利用される傾きがある。本社債の擔保たるべき有價證券は、大概會社所有

の株券、或は社債類であつて、之をコラテラル・セキユリテーズ(Collateral Securities)として受託會社に預託しそれからコラテラル・トラスト・ボンド(Collateral Trust Bonds)を發行する順序となるのであるが、斯種の擔保は如何なる場合でも、第二義的(secondary)の間接擔保である。故に、本社債を第一順位擔保附社債(First Mortgage Bonds)に比較すると、其の擔保價值の劣つて居るのは勿論である。

處が、本社債が年々盛んに發行される主たる理由は、本社債が會社手持ちの各種有價證券(主として自己の關係會社の株式及び社債)を資金化するに、最も簡易なる形態であるからである。加之、實際は安全確實であつても、獨立した市場性(Marketability)を有せざる幾多の小社債を纏めて、資金化することにも、亦頗る便利であると言はれて居る。例へば電力會社などが水力發電所を建設して、直接に起り易い損害賠償の訴訟を避けんが爲めに別に幾つかの水力電氣會社を創立して、各會社に於て社債を發行せしめ、之を一括して本社債を發行することも亦た妙案である(本社債はコラテラル・セキユリテーズの時價の約八割を發行される)。彼のコラテラル・ノート(Collateral Notes)と云ふのは、本社債の

短期のものである。尙ほ本社債を、我國では附隨信託社債、或は證券信託社債など、譯して居るが、矢張り有價證券擔保社債と譯した方がよい。

コーラブル・ボンド

コーラブル・ボンド(Callable Bonds)は當該契約に於て、隨時期限前償還を爲し得る特約を定めた社債である。故に、本社債は豫め會社の一方的行爲に依つて、何時にても元金の全部、又は一部を償還し得る特權(Option)が與へられて居るので、會社が本社債の償還を決定發表すれば、當然其の後の利息は打ち切られる。随つて社債權者が、會社の發表した償還期日に償還を受けなかつたとしても、同期日以降の利息を請求することが出来ない。近年、米國に於ける擔保附社債(Mortgage Bonds)の多くは、其の償還期が大概三十年乃至五十年であるが、殆んど例外なしに、隨時期限前償還を爲し得ることを規定して居る。尤も是には一定の期間を据置いて、然る後に三パーセント、二パーセント二分の一、二パーセントと云ふ風に、順次低下する割増金を附けて償還する。

コンヴァーティブル・ボンド

コンヴァーティブル・ボンド(Convertible Bonds)と云ふのは、本社債を發行した會社の株式に轉換し得られる社債である。而も會社に依つては自己の株式のみならず、他の特別關係を有する會社の株式にも轉換し得ることを認めて居る。是が起源は一五八一年の頃、埃太利の一製鐵會社の借入金に胚胎したと傳へられて居るが、英國でも一七九八年に、一鑛業會社が鑛山を買収するに當つて、斯種社債を發行したと記録されて居る。米國では一八六六年に D. Drew がイリー鐵道會社(Erie Railroad Co.)に對し、三百八十萬弗を貸付けたが、此の代償として同會社の株式と社債を受取り、更に金策の爲めに株式だけを賣却した處、此の株式が或る有力筋に買占められて、忽ち法外の暴騰を見たので、彼は再び同會社に迫つて、前述の社債全部を株式に convert し、之を大々的に賣出して成功したのが始まりであると傳へられて居る。處が、是に後れること數年、又復、J. Gould が同じ手段にて、當該鐵道の社債を株式に轉換したが、その後、新機軸の轉換社債を當行して、當時の株價よりも高き値段にて賣出し、之を資金として、大規模に鐵道の建設を始めたのが有名なる E. H. Harriman その人である。

抑々本社債は初めに會社と受託會社との間に作成される信託證書 (Trust Deed, Trust Indenture, Mortgage Indenture) の特約を以て、其の期間及び比率等を定めるのが常である。右の特約は無論會社の事情に依つて異なり、必ずしも一定して居らない。米國の會社法學の一權威 W. W. Cook 氏は、本社債に就て「轉換社債の所有者は、何時でも株券に convert することを要求し得られる。假令此の要求が利益配當の發表直前に爲されても、當該株券及び利益金配當に對して、完全なる權利を有する。若し會社に於て Conversion を拒絶したならば、當該株券の時價までの損害を賠償すべき責任がある。尤も會社が豫め轉換の期間を定めて、特に其の例外を認めなければ、右の期間内に、必ず轉換の權利 (Privilege of Conversion) を行使するを要する。又會社が他の會社に合併された當時、轉換社債を所有して居りながら、何等要求する所がなかつたものは、新會社に對して、轉換の權利を行使するを得ずとの條件を附する場合もある」と記述して居る。會社 Copper Pyrites Corporation の Convertible Bonds の特約は「本社債の社債権者は期限滿了前十五日までの間ならば、何時でも (at any time) 當會社の株券に轉換することを得、但し轉換の割合は本社債額

面壹萬弗に對し株券八株である」と云ふのである。

左に斯種のモッゲーチ・インデンチア (Mortgage Indenture) の代表的のものとして Gerst-
enbery の "Materials of Corporation Finance" 中に引用されたアトランティック・フルー
ト・エンド・ステイムシップ・カムパニー (Atlantic Fruit and Steamship Company) のモッ
ゲーチ・インデンチアの一節を紹介して置かう。

第一項、本契約の下に發行された社債は、一九一三年の十一月一日以降、其の償還期滿
了の前日まで、若し當該社債が期限前に償還される時は、其の償還期日の前日までの間、
何時にても無記名及び記名式の社債権者の選擇權 (Option) に依つて、當會社の一株壹百弗
全額拂込済の株式に轉換することを得、株式一株に對し社債の元本額壹百弗の割合にて轉
換される時、それだけ會社の新しき株式資本が増加される。同會社の紐育市内の事務所又
は代理店に對し、其の轉換を欲する社債に、期限未到來の利札全部を添へて提供すれば、
會社は是と引換へに、前述にて、會社の普通株を交付する。會社は其の株主總會の招集、利
益配當の支拂、その他の理由にて、名義書換停止の期間中は、社債の株式轉換の求めに應

せず、當該期間中は轉換權は停止される。但し轉換權の停止は二十日以上長期に亘ることとはない。以上の如き轉換の目的を以て提供された社債、及び是に附屬する期限未到來の利札は直ちに無効として銷却の爲めに受託者に引渡される。

第二項、此の社債を轉換する爲めに、平價々格百萬弗の普通株、又は現存する或は爾後此の Indenture の下にて發行さるべき當該社債を、社債券面の約款に依つて、轉換する爲めに必要な普通株を、轉換に備へて、未發行の儘にして置くことを契約し、且つ同意する。然うして當該豫備未發行株式は絶対に他の目的の爲めに用ひられ、又は發行されることはない。

第三項、此の Indenture の中に含まれた如何なる事項でも、會社が現在の株式を増加し又は優先株その他の株式を發行することを妨ぐるものでない。

第四項、此の Indenture の約款に依り、本會社が他の會社を合併した時は、會社の普通株式は本約款に定めた本會社の普通株式に關する事項を、是に準用する。その他一切の約款も亦同様である。

之を要するに、本社債の長所は普通の社債よりも、隨時株券化して投機的の利益を贏ち得られる便宜を有つて居る一事であり、又短所としてはそれだけ投機的の危険に接近して居る一事である。

コンソリデータード・ボンド

會社が他の一會社若くは數會社を併合した場合に、他の一會社若くは數會社の發行に係る數個の未償還社債を、併合(consolidate)して一個の新社債に改める事が屢々行はれる。斯種の新社債が即ち併合社債である。米國では之をコンソリデータード・ボンド(Consolidated Bonds)と稱して居るが、本社債は別の觀點から、一種の借換社債(Refunding Bonds)であるとも言へる。借換社債は普通一個又は數個の社債を一個の新社債に併合したのも亦借換社債である。故に、併合社債は必ず借換社債であるけれど、借換社債は必ずしも併合社債ではない。茲に注意すべきは、併合社債と引繼社債(Assumed Bonds)との區別である。尤も兩者が舊會社の債務を引繼ぐ事には、何等異なる所なきも、後者は舊社債を原狀の儘にて引繼ぐ事であり、前者は舊社債を新社債に改めて引繼ぐ事である。

更に又、一會社に現存する數個の舊社債を、一個の新社債に併合(consolidate)したものと併合社債と謂ふて居る。斯種の併合社債は舊社債の利率、或は償還期などを統一せんが爲めに發行されるのが常である。

シリアル・ボンド

シリアル・ボンド(Serial Bonds)は米國に於ける所謂シリアル・プラン(Serial Plan)に基き發行される連續償還社債である。會社が本社債を發行する手續は、一般社債のそれと何等擇ぶ所はないが、本社債の償還方法として、社債を幾組かに分割し、各組の償還期を異にして、毎年連續的に償還する。是が本社債の特色であつて、シリアル・ボンドの名ある所以である。處が、同じ社債の中でも、償還期の早いものと遅いものがあつて、一般公衆の投資は無論前者に集まるのが當然であり、後者は遂に顧みられない。茲に於て乎何れの會社も本社債を發行して、社債の發行價額を、其の償還期に應じて上下し、各組の利廻り(Yield)も亦其の償還期に應じて、高低の差あるが如くに定めるのである。、今之を表解すると

償還期	發行價額	利廻り
一九三三年十二月一日	額面壹百弗ニ付壹百弗	六分五厘〇毛
一九三四年十二月一日	額面一百弗ニ付九十九・九弗	六分五厘三毛
一九三五年十二月一日	額面一百弗ニ付九十九・八弗	六分五厘五毛
一九三六年十二月一日	額面一百弗ニ付九十九・七弗	六分五厘六毛
一九三七年十二月一日	額面一百弗ニ付九十九・六弗	六分五厘七毛

と云ふ計算になる。此の計算を投資の目標として、償還期の早いものを選ぶ者もあれば、又遅いものを選ぶ者もあり、大體に於て公平が保たれる譯である。

次に本社債は、元々シンキング・ファンド(Sinking Fund)を積立てる代りに、發行される社債であるから、本社債をシンキング・ファンドそのものゝ一形態であるかの如くに取扱つて居る著書も、二三に止まらない。是等は恐らく本社債を、廣義のシンキング・ファンド・プラン(Sinking Fund Plan)として取扱つたのであらう。何となれば、本社債の償還方法と、シンキング・ファンドを以てするそれとは、其の形態に於て、餘りに酷似して居るからである。

シンキング・ファンド・ボンド

公債には夙に減債基金(Sinking Fund)の制度が認められ、且つ活用されて居つたが、現今特にシンキング・ファンド・ボンド(Sinking Fund Bonds)即ち減債基金社債と稱するのは矢張り會社が発行した Bonds に、Sinking Fund を附けた場合が多い。元來、減債基金なるものは、今を距る二百十餘年前即ち一七一六年に、初めて英國の Robert Walpole が英國の公債を償還銷却する一方法として案出したもので、その後、同じ英國の Richard Price に依つて、別に新減債基金制度として發表されたのが、今日一般の減債基金制度の基礎を造つたと謂はれて居る。之を社債に利用した起源は明らかでないが、米國では既に一八九三年當時の Railroad Receivership が、鐵道會社に於て減債基金附社債を發行した事を立證して居る。現在、英米に於て發行される減債基金附社債は、會社が當該社債の元利支拂を確保する爲めに、毎年一定率又は一定額の資金を積立てる減債基金を有つた社債である。此の減債基金たるべき資金を積出つる方法として、従來行はれて居る主要なるものは、左記の三方法であつて、第一は會社に利益が有ると否とに拘らず、一定の額又は一定率の額

を積立つる事である。之を更に

(一) 毎年一定の額を積立つるもの

イ、一定の額を積立つるもの

ロ、一定の社債を平價にて償還し得る定額を積立つるもの

(二) 毎年一定率の額を積立つるもの

イ、資本金又は負債の比率に應じて積立つるもの

ロ、社債の現存額の比率に應じて積立つるもの

に分類する。第二は會社に利益が有ると否とに拘らず、毎年隨意の額を積立つる事である之を更に(一)豫め定められた最高額と最低額の範圍内で隨意の額を積立つるものと(二)全然無條件にて隨意の額を積立つるものとに分類する。第三は會社に利益が有れば一定率の額を積立つる事である。之を更に(一)利益の比率に應じて積立つるものと(二)生産高と利益の比率に依つて資金を積立つるものと(三)利益配當額の比率に應じて積立つるものとに分類する。尤も何れの場合に於ても、必ずしも資金を現金のまゝ積立つるを要せず、諸種

の有價證券を買つて、其の基金と爲すことは敢て差支ない。併しながら、毎年一定の額を積立つる事は、毎年一定の額を償還すべき例のシリアル・プラン(Serial Plan)に依るシリアル・ボンド(Serial Bonds)を發行する事と、其の效果に於ては變らない。故に Dr. S. Mead は、此のシリアル・ボンドの發行を、矢張り減債基金の一種の型として取扱つて居る。

ゼネラル・モアゲージ・ボンド

米國に於てゼネラル・モアゲージ・ボンド (General Mortgage Bonds) と呼んで居るのは會社の一般財産(General Property)を擔保とした社債である。一般財産を擔保とする以上ファースト・モアゲージ・ボンド(First Mortgage Bonds)も、セカンド・モアゲージ・ボンド(Second Mortgage Bonds)も、アッシュュームド・ボンド(Assumed Bonds)も、コンソリデーテッド・ボンド(Consolidated Bonds)も、シリアル・ボンド(Serial Bonds)も、悉くゼネラル・モアゲージ・ボンドである。故に、若し是等の各社債が會社の特定財産を擔保とした時は、何れもゼネラル・モアゲージ・ボンドでないこと言ふ迄もない。要するに、本社債に關

する限り、モアゲージとして提供される會社の財産は、ゼネラル (General) のものであつて特定のものでないことを、前提として考へなければならぬ。然るに、本社債とファースト・モアゲージ・ボンドとが、宛ら對立して居るかの如くに誤解して居る者がある。併しファースト・モアゲージ・ボンドのモアゲージとして提供される會社の財産は、必ずしも特定のものとは限らず、或時は一般財産をモアゲージ(Mortgage)として、其の順位をファースト(First)とする場合も、當然あり得るので、此の場合には一つの社債がゼネラル・ボンドでもあり、同時にファースト・モアゲージ・ボンドでもあると言ひ得られる。

ターミナル・ボンド

米國に限らず、何れの國の鐵道を見ても、其の終着驛は各方面の鐵道線路が交錯して居るが、米國の鐵道は悉く私設會社の經營に係り、それ丈け終着驛は相互に利害關係の深きものがある。是が爲めに、各鐵道會社は共同出資して、ターミナル・カムパニー(Terminal Company)を設立し、或は合同して、ターミナル・ジョイント・ボンド(Terminal Joint Bonds)略稱ターミナル・ボンド(Terminal Bonds)を發行する。故にターミナル・ボンドも亦彼

のジョイント・ボンド(Joint Bonds)の一種である。

デイヴィジョナル・ボンド

デイヴィジョナル・ボンドは一名デイヴィジョン・ボンド(Division Bonds)とも云ふ。本社債は鐵道會社が其の全線の一部分を擔保として、發行する擔保附鐵道會社債である。随つて當該擔保が全線中の重要な部分である場合もあり、また重要ならざる部分である場合もあつて、それが社債權者の幸不幸に影響すること尠くない。即ち本社債の擔保が全線中の重要な部分である場合には、假令第一順位擔保附社債の利息を滞らせても、本社債の利息は其の期日に滞りなく支拂はれる。デュキング氏の記述に依ると、米國東海岸の重要線の一つである Atlanta, Birmingham and Atlantic Railroad が破産した當時、其の破産も可なり面倒であり、改造も亦た容易でなかつたので、レシーヴァース・サーティファイケーツの所有者でさへ大なる犠牲を拂はざるを得なかつたが、同會社のデイヴィジョン・ボンドの社債權者は反つて優遇保護された。是に反して、本社債の擔保が全線中の重要な部分である場合には、會社は態と利息を滞らせて、當該擔保を擧げて、社債權者に

委讓する事もあり得る譯である。一九二二年 Chicago and Alton Railroad の破産後、管財人(Receiver)は同鐵道の一支線を、無理に社債權者に引き繼がせんとして失敗し、結局其の儘拋棄すべき事を申出でた實例もある。

そこで、デイヴィジョン・ボンドを引受ける時には、左記の事項は是非とも確めて置く必要がある。それは(A)當該擔保のは自立自營し得る部分であるか否か(B)當該擔保は全線の經營に缺くべからざる部分であるか否かと云ふ二點であるが、是は我國の鐵道財團又は工場財團を擔保とする擔保附社債にも、應用し得られる注意事項である。尙ほ一般には親會社が娘會社の財産を擔保として、發行した社債も同じくデイヴィジョナル・ボンドであり、更に親會社が娘會社の社債を引繼ぎて、アッシュールド・ボンド(Assumed Bonds)とした場合でも、之をデイヴィジョナル・ボンドであると言はれる場合が屢々ある。

パーチエース・マネー・ボンド

會社が或る製造工場の設備一式(Factory Plant)を買収すべき、資金調達のため發行する社債を、パーチエース・マネー・ボンド(Purchase Money Bonds)と云ふのである。本社債

の擔保は無論買收物件を以てするのであるが、時には受託會社が一時買收費を立替へて置く便法もある。鐵道會社が或る線路を買收する場合には、特にパーチェース・ライン・モーゲージ・ボンド(Purchase Line Mortgage Bonds)と稱するが、是はエクイブメント・ボンド(Equipment Bonds)の一種とも看られる。

パーティシペーティング・ボンド

利益配當參加社債とは米國のパーティシペーティング・ボンド(Participating Bonds)である。元々社債は確定利息の附いた利殖證券であるから、會社は唯だ確定利息を支拂ふを以て足り、それ以上に如何なる利益があつても配當するを要しない。併しながら、會社が時として社債の價格を吊り上げる爲めに、社債權者に對して、彼等も亦株主と同じく利益配當に參加せしむる旨の特權を與へる場合もある。今を距る三十年前——一九〇三年に發行された「Union Pacific Railroads Oregon Short Line Participating Bonds」は、總額三千六百五十萬弗のコーラテラル・トラスト・ボンド(Collateral Trust Bonds)であつたが、此のコーラテラル(Collateral)として供託されたのは「Northern Securities Company」の舊株で

あつた。然る同會社の重役は右社債を賣買するに當つて「本社債の社債權者はコーラテラルの株券に對する利益配當が四分を超えた場合に限り、當該株主と同じく是にパーティシペーティング(Participate)するを得」との特權を附けた爲めに、株主側から異議申立の訴が提起されたけれど、裁判所は反つて社債權者の「Participation」を理由あるものとして維持したと云ふ實例もある。但し此外には本社債を利用した會社は、餘り記録されて居らないやうである。

ボンド・イン・シリーズ

ボンド・イン・シリーズ(Bonds in Series)は主としてオープン・エンド・モーゲージ(Open-end Mortgage)に依つて擔保される擔保附社債である。本社債の發行様式は英國に於けるデベンチアズ・アンダ・パリパス(Debentures under pari passu)のそれと大同小異である。何となれば、兩者共に其の總額を五百萬弗と假定して、之をABCの三組に分割し、A組は二百五十萬弗、B組は壹百萬弗、C組は壹百五十萬弗と云ふが如き順序を以て必要に應じて發行されるからである。併しながら、英國の方は單に「此の社債をパリパスの

下に發行する」と發表したのみにて、各組の社債は必ず共通の條件に依つて同等に取扱はれるけれど、米國の方は單に「此の社債をシリーズに於て發行する」と發表したのみにては各組の社債は必ずしも共通の條件に依つて同等に取扱はれない。故に、後者發行の條件は前者よりも成るべく明細に定めなければならぬ。尤も各組の社債は、利率、償還期限、其他の條件を異にするも差支なく、此點は宛ら各個獨立した外觀を呈して居る。

附 錄

- 商法・株式會社法（社債篇）
- 擔保附社債信託法
- 擔保附社債信託法施行細則

一、商法・株式會社法（社債篇）

- 第九十九條 社債ハ第二百九條ニ定メタル決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス
- 第二百條 社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ニ超ユルコトヲ得ス
最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産カ前項ノ金額ニ滿タサルトキハ社債ノ總額ハ其財産ノ額ニ超ユルコトヲ得ス
- 第二百條ノ二 會社ハ前ニ募集シタル社債總額ノ拂込ヲ爲サシメタル後ニ非サレハ更ニ社債ヲ募集スルコトヲ得ス
- 第二百一條 各社債ノ金額ハ二十圓ヲ下ルコトヲ得ス
- 第二百二條 社債權者ニ償還スヘキ金額カ券面額ニ超ユヘキコトヲ定メタルトキハ其金額ハ各社債ニ付キ同一ナルコトヲ要ス
- 第二百三條 社債ノ募集ニ應セントスル者ハ社債申込證ニ通ニ其引受クヘキ社債ノ數及ヒ住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス
- 社債申込證ハ取締役之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- 一 會社ノ商號
 - 二 第七十三條第三號乃至第七號ニ掲ケタル事項
 - 三 社債發行ノ價額又ハ其最低價額
 - 四 會社ノ資本及ヒ拂込ミタル株金ノ總額

五 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ノ額
 六 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其償還ヲ了ヘサル總額
 社債發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ社債應募者ハ社債申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百三條ノ二 前條ノ規定ハ契約ニ依リ社債ノ總額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セス
 社債募集ノ委託ヲ受ケタル者カ自ラ社債ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其一部ニ付キ亦同シ

第二百四條 社債ノ募集力完了シタルトキハ取締役ハ遲滯ナク各社債ニ付キ其全額又ハ第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第二百四條ノ二 社債募集ノ委託ヲ受ケタル者ハ自己ノ名ヲ以テ會社ノ爲メニ第二百三條第二項及ヒ前條ニ定メタル行爲ヲ爲スコトヲ得

第二百四條ノ三 取締役ハ第二百四條ノ拂込アリタル日ヨリ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス
 一 第一百七十三條第三號乃至第六號ニ掲ケタル事項
 二 各社債ニ付キ拂込ミタル金額

第五十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 外國ニ於テ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スヘキ事項カ外國ニ於テ生シタルトキハ登記ノ期間ハ其通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第二百五條 債券ハ社債全額ノ拂込アリタル後ニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス
 債券ニハ會社ノ商號及ヒ第一百七十三條第二號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

第二百六條 記名社債ノ移轉ハ取得者ノ氏名、住所ヲ社債原簿ニ記載シ且其氏名ヲ債券ニ記載スルニ

非サレハ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二百七條 第一百五條ノ規定ハ債券ニ之ヲ準用ス

第二百七條ノ二 第一百七十二條ノ二ノ規定ハ社債應募者又ハ社債權者ニ對スル通知及ヒ催告ニ之ヲ準用ス

(以上ノ規定ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外株式合資會社ニ準用セラル—商法第二百三十六條)

一、擔保附社債信託法 (明治三十八年三月
 法律第五十二號)

第一章 總 則

第一條 本法ニ於テ信託會社ト稱スルハ擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ營ム會社ヲ謂フ

第二條 社債ニ物上擔保ヲ附セムトスルトキハ其ノ社債ヲ發行スル會社ト信託會社トノ信託契約ニ從ヒ之ヲ發行スヘシ

第三條 本法ニ依ル信託ノ引受ハ之ヲ商行爲トス

第四條 社債ニ附スルコトヲ得ヘキ物上擔保ハ左ニ掲クルモノニ限ル

- 一 動産質
- 二 證書アル債權質
- 三 不動産抵當
- 四 船舶抵當
- 五 鐵道抵當

- 六 工場抵當
- 七 鑛業抵當
- 八 軌道抵當
- 十 運河抵當
- 十 漁業財團抵當
- 十一 自動車交通事業抵當
- 第五條 擔保附社債ニ關スル信託事業ハ特別ノ法律ニ依ル場合ヲ除クノ外主務官廳ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス
- 第六條 信託會社ハ銀行事業ヲ除クノ外他ノ事業ヲ兼ヌルコトヲ得ス
- 但シ銀行事業ヲ兼營セサル株式會社ニ在リテハ信託業法ニ依リ信託業ヲ營ムコトヲ得
- 第七條 信託會社ノ資本又ハ金銭ヲ目的トスル出資ノ總額ハ百萬圓ヲ下ルコトヲ得ス
- 第八條 信託會社ハ資本又ハ金銭ヲ目的トスル出資ノ拂込金額カ五十萬圓ニ達スル迄其ノ事業ニ著手スルコトヲ得ス
- 第九條 信託ノ業務ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス
- 第十條 主務官廳ハ何時ニテモ信託會社ヲシテ其ノ事業ノ報告ヲ爲サシメ又ハ業務及ヒ財産ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得
- 第十一條 主務官廳ハ信託會社ノ業務又ハ會社財産ノ狀況カ信託事業ノ執行ニ適セスト認ムルトキハ其ノ事業ノ停止又ハ業務執行方法ノ變更ヲ命シ其ノ他委託會社及ヒ社債權者ノ利益ヲ保護スルニ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得
- 第十二條 信託會社カ法令、定款若ハ主務官廳ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務官廳ハ其ノ事業ノ停止若ハ取締役ノ改選ヲ命シ又ハ免許ヲ取消スコトヲ得

- 第十三條 擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル會社ハ免許ノ取消ニ因リテ解散ス
- 第十四條 信託會社カ免許ノ取消ニ因リテ解散シタルトキハ主務官廳ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス
- 第十五條 商法第八十八條、第八十九條、第九十六條第二項、第一百條、第二百二十六條第二項、第二百二十八條第二項又ハ第二百三十二條ニ定ムル清算人ノ選任又ハ解任ハ主務官廳ニ於テ之ヲ爲ス
- 商法第二百二十八條第二項ニ依リ請求ハ委託會社又ハ社債權者集會ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得
- 第十六條 信託會社ノ清算ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス
- 主務官廳ハ何時ニテモ前項ノ監督ニ必要ナル檢査ヲ爲スコトヲ得
- 第十七條 外國ニ於テ物上擔保附社債ヲ募集セムトスル會社ハ主務官廳ノ許可ヲ受ケ外國會社ト信託契約ヲ締結スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ信託ヲ引受ケタル外國會社カ日本ニ支店ヲ有セサルトキハ日本ニ於ケル代表者ヲ定ムヘシ
- 商會社ハ前項ノ代表者タルコトヲ得
- 第二項ノ規定ニ依リ代表者ヲ定メタルトキハ遲滯ナク其ノ氏名及住所又ハ商號及本店ヲ主務官廳ニ届出ヘシ
- 日本ニ於ケル外國會社ノ代表者ハ信託事務ニ關シテハ信託會社ノ取締役又ハ之ヲ代表スル社員ト同一ノ權限ヲ有ス

第二章 信託證書

- 第十八條 信託契約ハ信託證書ニ依リ之ヲ締結スヘシ
- 第十九條 信託證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ委託會社及ヒ受託會社ノ代表者之ニ署名スヘシ

- 一 委託會社及受託會社ノ商號
 - 二 社債ノ總額
 - 三 各社債ノ金額
 - 四 社債發行ノ價額又ハ其ノ最低價額
 - 五 社債ノ利率
 - 六 社債償還ノ方法及期限
 - 七 利息支拂ノ方法及期限
 - 八 債券ニ記載スヘキ事項ノ表示及ヒ利札附ナルトキハ其ノ旨ノ表示
 - 九 擔保ノ種類、目的物、順位、先順位ノ擔保ヲ附シタル債權ノ金額其ノ他目的物ニ關シ擔保權者ニ對抗スルコトヲ得ヘキ權利ノ表示
 - 十 第三十二條ニ依ル社債ナルトキハ其ノ事實及各會社ノ負擔部分
 - 十一 委託及受託ノ表示
 - 十二 證書作成ノ年月日
- 第十九條ノ二 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テハ信託證書ニハ前條第三號乃至第八號ニ掲ケタル事項ニ代ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示
 - 二 社債ノ利率ノ最高限度
- 信託契約ニ於テ第一回又ハ其ノ後ニ發行スル社債ニ付發行金額及前條第三號乃至第八號ニ掲ケタル事項ヲ定メタルトキハ其ノ事項ヲモ記載スヘシ
- 第十九條ノ三 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テ信託契約ニ前條第二項ノ事項ヲ定メサルトキハ委託會社ハ受託會社トノ契約ヲ以テ其ノ發行毎ニ之ヲ定ムヘシ

- 前項ノ契約ハ信託契約ト同一ノ效力ヲ有ス
- 第十九條ノ四 前條第一項ノ契約ハ委託會社及受託會社ノ代表者ノ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
- 第七十七條第二項ノ規定ハ前項ノ契約證書ニ之ヲ準用ス
- 第十九條ノ五 各社債ノ金額ハ社債ノ總額ニ付均一ナルカ又ハ最低額ヲ以テ整除シ得ヘキモノナルコトヲ要ス
- 第二十條 信託證書ハ委託會社及ヒ受託會社ニ於テ各自其ノ一通ヲ保存スヘシ
- 前項ノ信託證書ハ其ノ原本ヲ本店ニ、其ノ謄本ヲ各支店ニ備置クヘシ
- 第二十一條 信託證書ノ原本又ハ謄本ハ委託會社ノ株主、債權者又ハ社債應募者ノ請求アルトキハ營業時間内何時ニテモ之ヲ閱覽セシムヘシ

第三章 社債募集

- 第二十二條 信託契約ニ依リ物上擔保附社債ヲ募集スル會社ハ左ノ事項ヲ公告スヘシ
- 一 第十九條第一號乃至第十號ニ掲ケタル事項
 - 二 物上擔保附社債ナルコト
 - 三 信託證書ノ表示
 - 四 擔保ノ價格ヲ知ラシムルニ必要ナル程度ニ於テ第十九條第九號ニ掲ケタル事項ノ概要ノ表示
 - 四ノ二 受託會社カ擔保ノ價格ニ付調査シタル結果ノ表示
 - 五 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘサル總額
 - 六 會社ノ資本及拂込ミタル株金ノ總額
 - 七 最後ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ノ額

八 信託證書若ハ其ノ應募者ノ閱覽ニ供スヘキ時及場所
 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲモ公告スヘシ
 但シ第十九條第三號乃至第七號ニ掲ケタル事項ハ其ノ回ニ發行スル社債ニ關スルモノトス

一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示及ヒ其ノ回ノ發行金額
 二 既ニ發行ニ係ル毎回ノ金額、其ノ未償還額並償還額ノ利率及償還期限
 三 其ノ回ノ發行ニ付第十九條ノ四第一項ノ契約證書アルトキハ其ノ證書ノ表示
 四 前號ニ掲ケタル契約證書若ハ其ノ應募者ノ閱覽ニ供スヘキ時及場所

前二項ノ公告ハ受託會社ノ承認ヲ得テ之ヲ爲スヘシ

第二十三條 委託會社ハ信託契約ニ依リ社債ノ募集ヲ受託會社ニ委任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ信託契約ニ別段ノ定ナキトキハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第二十四條 前條ノ場合ニ於テハ第二十二條ニ掲ケタル公告ハ受託會社ニ於テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ公告ニハ受託會社カ委託會社ニ代リテ社債ノ募集ヲ爲ス旨ヲ記載スヘシ

第二十五條 受託會社ハ信託契約ノ定ムル所ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第二十二條及ヒ前條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ要セス

第二十六條 前條第一項ノ場合ニ於テ受託會社ハ其ノ引受ケタル社債ヲ分割シテ之ニ相當スル債券ノ發行ヲ委託會社ニ請求スルコトヲ得

受託會社カ信託契約ニ依リ債券發行ノ權限ヲ有スルトキハ委託會社ニ通知シテ前項ノ債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十七條 受託會社カ第二十五條第一項ニ依リ引受ケタル社債ヲ讓渡セムトスルトキハ其ノ旨ヲ公告スヘシ

前項ノ公告ニ記載スヘキ事項ニ付テハ第二十二條ノ規定ヲ準用ス

受託會社ハ社債ヲ讓受ケムトスル者ノ請求アルトキハ營業時間内何時ニモ信託證書又ハ其ノ應募者ノ閱覽セシムヘシ

第二十八條 受託會社カ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ讓渡シタル場合ニ於テハ委託會社ニ代リテ其ノ社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第二十九條 委託會社又ハ受託會社ハ信託契約ノ定ムル所ニ從ヒ第三者ヲシテ社債ノ總額ヲ引受ケシムルコトヲ得

前項ニ依ル社債總額ノ引受ハ之ヲ商行爲トス

第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ハ其ノ引受ケタル社債ヲ分割シテ之ニ相當スル債券ノ發行ヲ委託會社ニ請求スルコトヲ得

受託會社カ信託契約ニ依リ債券發行ノ權限ヲ有スルトキハ受託會社ニ對シテ前記ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三十條 第二十五條第二項、第二十七條第一項、第二項及第二十八條ノ規定ハ前條第一項ニ依リ第三者カ社債ノ總額ヲ引受ケタル場合ニ於テハ其ノ第三者カ擔保ノ價格ニ付調査シタル結果ノ表示ヲ以テ第二十二條第一項第四號ノ二ニ掲ケタル事項ニ代フルコトヲ得

第三十一條 委託會社又ハ受託會社ハ信託證書ノ應募者ノ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタルモノニ交付スヘシ

前項ノ應募者ハ委託會社又ハ受託會社ノ代表者之ニ署名シテ原本ト相違ナキコトヲ認證スヘシ

第二十七條第三項ノ規定ハ第一項ノ應募者ニ之ヲ準用ス

第三十一條ノ二 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テハ其ノ最終ノ回ノ發行ハ信託證書作成

ノ日ヨリ五年内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 第三十一條ノ三 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テ未ダ發行セサルモノアルトキハ委託會社ハ正當ノ事由ナクシテ契約ヲ拒ムコトヲ得ス
 前項ノ契約ノ締結ニ因リ受託會社ノ受ケタル損害ハ委託會社之ヲ賠償スルコトヲ要ス
 第三十二條 會社ハ合同シテ社債ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ社債ノ募集ヲ受託會社ニ委任シ又ハ受託會社ヲシテ社債ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ社債ノ募集ヲ受託會社ニ委任爲ス爲ス權限ヲ有ス
 第三十三條 前條ノ場合ニ於テハ受託會社ハ債券ノ發行、社債ノ償還及利息ノ支拂ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス
 第三十三條ノ二 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テハ其ノ各回ノ發行金額ノ引受ヲ以テ社債ノ總額ノ引受トス
 第三十四條 委託會社ハ商法第二百四條ノ三第一項ノ規定ニ從ヒ左ノ事項ヲ登記スヘシ
 一 第十九條第一號乃至第三號、第五號乃至第七號、第九號及第十號ニ掲ケタル事項
 二 第二十二條第一項第二號及第三號ニ掲ケタル事項
 三 第二十三條ニ依ル委任又ハ第二十五條第一項ニ依ル引受アリタルトキハ其ノ事實
 四 第二十九條第一項ニ依ル引受アリタルトキハ其ノ事實及引受人ノ氏名又ハ商號
 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テハ其ノ第一回ノ發行ニ付テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外行金額並第十九條第三號、第五號乃至第七號、第二十二條第二項第三號、前項第三號及第四號ニ掲ケタル事項ヲ其ノ發行毎ニ登記スヘシ

第四章 債 券

第三十五條 信託證書ニ依ル債券ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 一 第十九條第一號乃至第三號、第五號乃至第七號ニ掲ケタル事項
 二 第二十二條第一項第二號及第三號ニ掲ケタル事項
 三 債券ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スルトキハ第二十二條第二項第一號及第三號ニ掲ケタル事項
 四 前條第一項第三號及第四號ニ掲ケタル事項
 第三十六條 委託會社ハ委託會社カ信託契約ノ條款ニ適合スル債券ヲ發行シタルトキハ其ノ請求ニ依リ債券カ信託證書ニ依ル債券ナルコトヲ證明シテ之ヲ委託會社又ハ其ノ指定シタル者ニ引渡スヘシ
 前項ノ證明ハ各債券ニ記載シテ受託會社ノ取締役又ハ之ヲ代表スル社員之ニ署名スルニ依リテ之ヲ爲ス
 第三十七條 信託證書ニ依ル債券ハ前條ノ證明アルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス
 第三十八條 委託會社カ委託會社ニ代リテ債券ヲ發行シタルトキハ其ノ旨ヲ各債券ニ記載シ受託會社ノ取締役又ハ之ヲ代表スル社員之ニ署名スヘシ
 前項ノ場合ニ於テハ前二條ノ規定ヲ適用セス
 第三十九條 委託會社カ委託會社ニ代リテ債券ヲ發行シタルトキハ商法第二百六條ニ依ル記載ハ委託會社ニ於テ之ヲ爲シ商法第二百七條ニ依ル請求ハ受託會社ニ對シテ之ヲ爲ス

第五章 社 債 原 簿

第四十條 會社カ物上擔保附社債ヲ發行シタルトキハ社債原簿ニ商法第七十三條ニ掲ケタルモノノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 第十九條第一號、第七號、第九號及第十號ニ掲ケタル事項

二 第三十四條第一項、第二號乃至第四號ニ掲ケタル事項

社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テハ社債原簿ニ其ノ發行毎ニ前項ニ掲ケタルモノノ外第二十二條第二項第一號及第三號ニ掲ケタル事項ヲモ記載スヘシ

第四十一條 委託會社ハ社債原簿ノ謄本ヲ作成シテ之ヲ受託會社ニ交付スヘシ

前項ノ謄本ハ委託會社ノ取締役又ハ之ヲ代表スル社員之ニ署名シテ原本ト相違ナキコトヲ認證スヘシ

第四十二條 受託會社ハ前條ノ謄本ヲ其ノ本店ニ備置キ社債權者ノ請求アルトキハ營業時間内何時ニテモ之ヲ閱覽セシムヘシ

第四十三條 社債原簿ノ記載ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ都度委託會社ハ取締役又ハ之ヲ代表スル社員ノ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ受託會社ニ通知スヘシ

受託會社ハ前項ノ書面ヲ受ケタルトキハ之ヲ社債原簿ノ謄本ニ添附シテ保存スヘシ

第四十四條 受託會社カ委託會社ニ代リテ債券ヲ發行シタルトキハ社債原簿ハ受託會社ニ於テ之ヲ作成シ其ノ本店ニ備置クヘシ

第四十五條 前條第一項ノ場合ニ於テハ受託會社ニ於テ社債原簿ノ謄本ヲ作成シテ之ヲ委託會社ニ交付スヘシ

第四十一條第二項、第四十二條、第四十三條及商法第七十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十六條 委託會社カ社債原簿ヲ作成シタルトキハ其ノ謄本ヲ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額

ヲ引受ケタル者ニ交付スヘシ

第四十一條第二項及ヒ第四十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十七條 委託會社、受託會社又ハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者カ社債原簿ノ記載ニ變更ヲ生スヘキ取扱ヲ爲シタルトキハ其ノ都度書面ヲ以テ社債原簿ヲ備フル會社ニ之ヲ通知スヘシ

第六章 社債權者集會

第四十八條 受託會社又ハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ハ必要アルトキハ何時ニテモ社債權者集會ヲ招集スルコトヲ得

第四十九條 委託會社又ハ社債總額ノ十分ノ一ニ當ル社債權者ハ集會ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ受託會社又ハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ提出シテ社債權者集會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタル者カ其ノ請求アリタル後二週間内ニ集會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ其ノ請求ヲ爲シタル者ハ主務官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ招集ヲ爲スコトヲ得

第五十條 第十五條第二項、第八十九條、第九十四條又ハ第九十九條ニ定メタル集會ハ社債總額ノ十分ノ一ニ當ル社債權者ニ於テ自ラ之ヲ招集スルコトヲ得

前項ノ招集ハ信託契約ニ別段ノ定ナキトキハ受託會社本店ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第九十四條又ハ第九十九條ニ定メタル集會ハ委託會社モ亦自ラ之ヲ招集スルヲ得

第五十一條 商法第五十六條ノ規定ハ社債權者集會ノ招集ニ之ヲ準用ス

第五十二條 社債權者集會ノ決議ハ信託契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外行使セラレタル議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス但シ第六十四條、第六十七條第一項、第七十五條、第八十五條、第八十六條

及第九十七條第一項ニ記載シタル事項ノ決議ハ記名債券ヲ有スル者及第二項ノ規定ニ依リ債券ヲ供託シタル者ノ半數以上ニシテ社債總額ノ半數以上ニ當ル社債權者カ議決權ヲ行使シタル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

商法第六十一條第二項乃至第四項ノ規定ハ社債權者集會ノ決議ニ之ヲ準用ス

集會ニ出席セサル社債權者ハ信託契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外書面ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得

各社債權者ハ社債ノ最低金額毎ニ一個ノ議決權ヲ有ス但シ社債ノ最低金額ノ十一倍以上ヲ有スル社債權者ノ議決權ハ信託契約ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得

第五十三條 第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者又ハ其ノ代表者ハ社債權者集會ニ出席シテ發言シ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述フルコトヲ得

第五十四條 受託會社ノ代表者ハ社債權者集會カ第八十九條第二項ニ規定シタ事項ニ付招集セラレタル場合ヲ除クノ外之ニ出席シテ發言シ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述フルコトヲ得

第五十五條 社債權者集會ヲ招集スル者ハ前二條ニ掲ケタル者又ハ其ノ代表者ニ招集ノ通知ヲ發スヘシ商法第五十六條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ前項ノ通知ニ之ヲ準用ス

第五十六條 社債權者集會又ハ之ヲ招集シタル者ニ於テ必要アリト認ムルトキハ委託會社ニ通知シテ其ノ代表者ノ出席ヲ求ムルコトヲ得

第五十七條 社債權者集會招集ノ手續又ハ其ノ議決ノ方法カ本法又ハ信託契約ノ條款ニ違反スルトキハ委託會社、受託會社又ハ各社債權者ハ其ノ決議ノ無効ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求スルコトヲ得前項ノ請求ハ決議ノ日ヨリ一箇月内ニ之ヲ爲モヘシ

社債權者カ第一項ノ請求ヲ爲ストキハ其ノ債券ヲ供託シ且招集ヲ爲シタル者ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スヘシ

第五十八條 社債權者集會ニ於テ決議スヘキ事項ハ本法ニ規定アルモノノ外特ニ信託契約ニ定メタルモノニ限ル

第五十九條 社債權者集會ヲ招集シタル者ハ決議錄ヲ作成スヘシ

第六十條 受託會社ハ社債權者集會ノ決議錄ノ原本又ハ謄本ヲ本店及ヒ支店ニ備置クヘシ

受託會社ハ委託會社又ハ社債權者ノ請求アルトキハ營業時間内何時ニテモ前項ノ決議錄ヲ閱覽セシムヘシ

第六十一條 受託會社以外ノ者カ決議錄ヲ作成シタルトキハ自ら其ノ原本ヲ保存シ其ノ謄本ヲ受託會社ニ交付スヘシ

第六十二條 社債權者集會ノ費用ハ受託會社又ハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ於テ招集シタル場合ヲ除クノ外集會ヲ招集シタル者ニ於テ之ヲ負擔ス

第六十三條 社債權者集會ノ決議ハ受託會社之ヲ執行ス但シ其ノ性質カ受託會社ニ於テ執行スルコトヲ許ササルトキハ集會ニ於テ之ヲ執行スヘキ者ヲ定ム

第六十四條 信託契約ニ別段ノ定ナキトキハ社債權者集會ニ於テ一人又ハ數人ノ代表者ヲ選任シ其ノ決議スヘキ事項ノ決定ヲ之ニ委任スルコトヲ得

代表者ハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者又ハ社債ノ總額ノ千分ノ一以上ヲ有スス者ノ中ヨリ之ヲ選任ス

代表者數人アル場合ニ於テ別段ノ定メヲ爲ササルトキハ代表者ノ權利ニ屬スル事項ハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第六十五條 代表者ハ第六十三條但書ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ權限ニ屬スル事項ヲ自ら執行シ又ハ他人ヲシテ執行セシムルコトヲ得

第六十六條 代表者就任シタルトキハ其ノ公告ヲ爲シ委託會社、受託會社及第二十九條第一項ニ依リ

社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ之ヲ通知スヘシ
 第六十七條 社債權者集會ハ何時ニテモ代表者ヲ解任シ又ハ其ノ權限ヲ變更スルコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テハ集會ハ其ノ公告ヲ爲シ委託會社及第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケ
 タル者ニ之ヲ通知スヘシ
 第六十七條ノ二 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テ或ル回ノミノ社債權者ニ利害ノ關係ア
 リテ其他ノ回ノ社債權者ニ損害ヲ及ボササル事項ハ其ノ回ノ社債權者ノ集會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
 前項ノ社債權者ノ集會ニハ社債權者集會ニ關スル規定ヲ準用ス
 第六十七條ノ三 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テ社債權者集會ノ決議カ或ル回ノミノ社
 債權者ニ損害ヲ及ボスヘキトキハ其ノ回ノ社債權者ノ集會ノ決議アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ
 前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第七章 信託契約ノ效力

第六十八條 受託會社ハ公平且誠實ニ信託事務ヲ處理スヘシ
 第六十九條 受託會社ハ委託會社及ヒ社債權者ニ對シテ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ處理
 スル義務ヲ負フ
 第七十條 信託契約ニ依ル物上擔保ハ信託證書ニ記載シタル總社債ノ爲ニ受託會社ニ歸屬ス
 受託會社ハ總社債權者ノ爲ニ擔保權ヲ保存シ且實行スルノ義務ヲ負フ
 第七十一條 社債權者ハ其ノ債權額ニ應シ平等ニ擔保ノ利益ヲ享受ス
 第七十二條 信託契約ニ依ル物上擔保ハ社債成立以前ニ於テモ其ノ效力ヲ生ス
 第七十三條 民法第三百四十八條、第三百七十五條及ヒ商法第二百七十七條ノ規定ハ信託契約ニ依ル
 擔保權ニ之ヲ適用セス

第七十四條 受託會社ハ委託會社トノ契約ヲ以テ擔保ヲ追加スルコトヲ得
 第七十五條 受託會社ハ社債權者集會ノ決議ニ依リ委託會社トノ契約ヲ以テ擔保ヲ變更スルコトヲ
 得
 第七十六條 前二條ノ契約ハ信託契約ト同一ノ效力ヲ有ス
 第七十七條 第七十四條及第七十五條ノ契約ハ委託會社及受託會社ノ代表者ノ署名シタル書面ヲ以テ
 之ヲ爲シ委託會社及受託會社混滞ナク各自之ヲ公告スヘシ
 但シ知レタル社債權者及第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニハ各別ニ之ヲ通知ス
 ヘシ
 第二十條、第二十一條及第三十一條ノ規定ハ前項ノ契約證書ニ之ヲ準用ス
 第七十八條 信託契約ニ依ル擔保權ハ總社債權者ノ爲ニ之ヲ行使スルコトヲ得
 第七十九條 委託會社カ定期ニ社債ノ一部ヲ償還スヘキ場合ニ於テ其ノ償還ヲ遅延シ二箇月ヲ經過シ
 タルトキハ受託會社ハ社債權者集會ノ決議ニ依リ一定ノ期間内ニ支拂ヲ爲スヘキ旨及其ノ期間内ニ
 支拂ヲ爲ササルトキハ社債ノ總額ニ付期限ノ利益ヲ失ハシムル旨ヲ委託會社ニ催告スルコトヲ得
 委託會社カ前項ノ期間内ニ支拂ヲ爲ササルトキハ社債ノ總額ニ付期限ノ利益ヲ失フ
 第一項ノ催告ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
 第八十條 前條ニ依リ委託會社カ期限ノ利益ヲ失ヒタルトキハ受託會社ハ混滞ナク之ヲ公告スヘシ
 但シ知レタル社債權者及第二十九條第一項ニヨリ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニハ各別ニ之ヲ通知ス
 ヘシ
 第八十一條 前二條ノ規定ハ委託會社カ社債ノ利息ノ支拂ヲ遅延シ三箇月ヲ經過シタル場合ニ之ヲ準
 用ス
 第八十二條 社債カ期限ニ至リ辨濟セラレス又ハ委託會社カ社債ノ辨濟ヲ完了セスシテ解散シタルト

キハ受託會社ハ遲滯ナク社債權者集會ノ決議ニ依リ擔保權ヲ實行スヘシ
 民法第三百五十四條ノ規定ハ信託契約ニ依ル動産質ニ之ヲ適用セス
 第八十三條 受託會社ハ總社債權者ノ爲ニ付與セラレタル執行力アル正本ニ基キ擔保物ニ付強制執行
 ヲ爲シ又ハ競賣ノ申立若ハ委任ヲ爲スコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テ債權者ニ對スル異議ハ受託會社ニ對シテ之ヲ主張スルコトヲ得
 第八十四條 受託會社ハ信託契約ニ別段ノ定ナキトキハ社債權者ノ爲ニ債權ノ辨濟ヲ得ルニ必要ナル
 一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス
 第八十五條 受託會社ハ社債權者集會ノ決議ニ依リ總社債ニ付支拂ヲ猶豫シ不履行ニ因リテ生シタル
 責任ヲ免除シ又ハ和解ヲ爲スコトヲ得
 第八十六條 受託會社ハ社債權者集會ノ決議ニ依リ總社債權者ノ爲ニ訴訟行爲ヲ爲シ又ハ破産手續ニ
 屬スル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得
 第八十七條 受託會社カ第八十二條、第八十五條又ハ前條ニ掲ケタル行爲ヲ完了シタルトキハ遲滯ナ
 ク之ヲ公告スヘシ但シ知レタル社債權者及第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニハ
 各別ニ之ヲ通知スヘシ
 第八十八條 受託會社カ社債權者ノ爲ニ辨濟ヲ得タル金額ハ遲滯ナク債權額ニ應シテ各社債權者ニ交
 付スヘシ
 受託會社カ前項ノ金額ヲ自己ノ爲ニ費消シタルトキハ民法第六百四十七條ノ規定ヲ準用ス
 社債權者ヲ確知スルコト能ハササルトキ又ハ社債權者カ受領ヲ拒ミ若ハ受領スルコト能ハササルト
 キハ受託會社ハ其ノ社債權者ノ爲ニ前項ノ金額ヲ供託スヘシ
 受託會社ハ必要アル場合ニ於テハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ第一項及第
 三項ノ行爲ヲ委任スルコトヲ得

第八十九條 受託會社カ總社債權者ノ爲ニ爲スヘキ行爲ヲ怠リタルトキハ主務官廳ハ社債權者集會ノ
 申請ニ因リ特別代理人ヲ選任シテ之ヲ爲サシムルコトヲ得
 社債權者ト受託會社トノ利益相反スル場合ニ於テ總社債權者ノ爲ニ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス
 必要アルトキ亦前項ニ同シ
 第九十條 本法ニ依リ總社債權者ニ代リテ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス場合ニ於テハ各別ニ社債權
 者ヲ表示スルコトヲ要セス
 第九十一條 受託會社ハ委託會社ニ對シ信託事務ノ處理ニ付相當ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得
 信託契約ニ別段ノ定ナキトキハ民法第六百四十八條第二項及第三項ノ規定ハ信託契約ニ之ヲ準用ス
 第九十二條 委託會社ハ受託會社カ信託事務ヲ處理スルニ付正當ニ支出シタル一切ノ費用及支出ノ日
 以後ニ於ケル其ノ利息ヲ償還シ及ヒ過失ナクシテ受ケタル一切ノ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ
 受託會社ハ信託事務ヲ處理スルニ付要スル費用ノ前拂ヲ委託會社ニ請求スルコトヲ得
 前二項ノ規定ハ第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ關シテ之ヲ準用ス
 第九十三條 信託契約ニ依ル物上擔保ハ前條第一項ノ規定ニ依リ受託會社ニ生スヘキ債權ノ爲ニモ其
 ノ效力ヲ有ス
 受託會社ハ前項ノ債權ニ付社債權者ニ優先シテ擔保物ヨリ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス
 第九十四條 受託會社カ故意若ハ過失ニ因リ物上擔保ヲ消滅セシメ又ハ其ノ價格ヲ減少セシメタルト
 キハ主務官廳ハ委託會社又ハ社債權者集會ノ申請ニ依リ受託會社ヲシテ相當ノ金額ヲ供託セシムル
 コトヲ得此ノ場合ニ於テハ委託會社カ供託金ノ上ニ質權ヲ設定シタルモノト看做ス
 前項ノ質權ハ信託契約ニ依ル物上擔保ト看做ス
 第九十五條 委託會社、第六十四條第一項ニ依リ選任セラレタル代表者又ハ社債總額ノ十分ノ一以上
 ニ當ル社債權者ハ何時ニテモ受託會社ニ於ケル擔保物保管ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ其ノ債券ヲ受託會社ニ供託スルニ非サレハ前項ノ検査ヲ爲スコトヲ得ス
第九十六條 民法第二百九十八條第三項ノ規定ハ信託契約ニ依ル質權ニ之ヲ準用セス

第八章 信託事務ノ承認及終了

第九十七條 受託會社ハ信託契約ノ定ムル所ニ依リ又ハ委託會社及ヒ社債權者集會ノ同意アルトキハ
信託事務ヲ承繼スヘキ會社ヲ定メテ辭任スルコトヲ得
第九十八條 受託會社ハ已ムヲ得サル事由アルトキハ主務官廳ノ許可ヲ受ケ辭任スルコトヲ得
第九十九條 受託會社カ其ノ義務ニ違反シ又ハ信託事務ヲ處理スルニ不適任ナルトキ其ノ他正當ノ事
由アルトキハ主務官廳ハ委託會社又ハ社債權者集會ノ申請ニ因リ受託會社ヲ解任スルコトヲ得
第一百條 前二條ノ規定ニ依リ受託會社カ辭任シ若ハ解任セラレタルトキ又ハ免許ヲ取消サレ若ハ解散
シタルトキハ主務官廳ハ更ニ受託會社ヲ選任シテ信託事務ヲ承繼セシムヘシ
第一百一條 第九十七條ニ依ル信託事務ノ承繼ハ委託會社、前受託會社及新受託會社ノ代表者ノ署名シ
タル契約書ヲ作成スルニ因リテ效力ヲ生ス
前項ノ契約ヲ締結シタルトキハ各會社ハ遲滞ナク書面ヲ以テ之ヲ主務官廳ニ届出ヘシ
第一百二條 信託事務ノ承繼ハ第九十七條ニ依ル場合ニ於テハ委託會社、前受託會社及新受託會社、第
百條ニ依ル場合ニ於テハ委託會社及ヒ新受託會社遲滞ナク各自之ヲ公告スヘシ但シ知レタル社債權
者及第九十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニハ各別ニ之ヲ通知スヘシ
第一百三條 第九十七條ニ依リ定メラレ又ハ第一百條ニ依リ選任セラレタル新受託會社ハ前受託會社ノ締
約シタル條款ニ從ヒ信託事務ヲ處理スヘシ

社債權者又ハ委託會社ノ爲ニ前受託會社ニ歸屬シタル權利義務ハ前受託會社ノ辭任、解任、免許ノ
取消又ハ解散ノ時ニ遡リテ新受託會社ニ移轉ス但シ前受託會社ノ契約違反又ハ不法行爲ニ因リテ生
シタル責任ハ此ノ限ニ在ラス
第一百四條 前受託會社ノ不法處分ニ因リ質物ノ占有ヲ得タル者カ惡意ナリシトキハ新受託會社カ其ノ
者ノ爲ニ占有ヲ奪ハレタルモノト看做ス
第一百五條 前受託會社ノ取締役、之ヲ代表スル社員、清算人又ハ破産管財人ハ遲滞ナク其ノ委託會社
又ハ社債權者ノ爲ニ保管スル物及信託事務ニ關スル書類ヲ新受託會社ニ移付シ其ノ他信託事務ヲ新
受託會社ニ引繼ク爲必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スヘシ
前項ニ掲ケタル引繼ヲ完了シタルトキハ各會社ハ共同シテ書面ヲ以テ之ヲ主務官廳ニ届出ヘシ
前項ノ届書ニハ移付シタル物ノ目錄ヲ添付スヘシ
第一百六條 承繼ニ關スル事務ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス
第十七條 第二項ノ規定ハ前項ノ監督ニ之ヲ準用ス
第一百七條 受託會社カ信託事務ヲ終了シタルトキ計算書ヲ作成シテ之ヲ公告スヘシ

第九章 罰則

第一百八條 第五條ノ規定ニ違反シテ擔保附社債ニ關スル信託事務ヲ營ム者ハ十圓以上千圓以下ノ過料
ニ處ス
第一百九條 左ノ場合ニ於テハ會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、清算人、破産管財人、第八十九條
ノ特別代理人又ハ外國會社ノ代表者ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス
一 第六條ノ規定ニ違反シタルトキ
二 第八條ノ規定ニ違反シタルトキ

- 三 本法ニ依ル主務官廳ノ命令ニ違反シタルトキ
- 四 本法ニ依ル主務官廳ノ検査ヲ妨ケタルトキ
- 五 第十七條第一項又ハ第九十七條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ
- 六 本法ニ依リ債券ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
- 七 委託會社ニ於テ債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第三十六條ニ定メタル手續ヲ履行セスシテ之ヲ交付シタルトキ
- 八 第七十條第二項ニ依ル擔保權ノ保存又ハ實行ヲ怠リタルトキ
- 九 第八十八條第一項又ハ同條第三項ノ規定ニ違反シタルトキ
- 十 第九十五條第一項ニ定メタル検査ヲ妨ケタルトキ
- 十一 第九十五條第一項ニ定メタル事務ノ引繼ヲ怠リタルトキ
- 十二 社債權者集會ノ決議ニ依ルヘキ場合ニ於テ之ニ依ラス又ハ之ニ違反シタルトキ
- 十三 社債權者集會又ハ其ノ代表者ニ對シテ不實ノ報告ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
- 十四 第九十九條ノ二ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
- 第一百十條 左ノ場合ニ於テハ會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、清算人、破産管財人、第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者、第六十四條ノ代表者、第八十九條ノ特別代理人又ハ外國會社ノ代表者ハ五百圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス
- 一 本法ニ定メタル届出、公告若ハ通知ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告若ハ通知ヲ爲シタルトキ
- 二 本法ニ依リ交付スヘキ書類ヲ交付セス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
- 三 本法ニ依リ閲覧ヲ許スヘキ書類ヲ正當ノ理由ナクシテ閲覧セシメザリシトキ
- 四 本法ニ依リ備置クヘキ書類ヲ備置カス、之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲナシタルトキ

- 第一百十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本章ニ定メタル過料ニ之ヲ準用ス
- 第一百十二條 本法ニ依リ署名スヘキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代ヘルコトヲ得
- 第一百十三條 擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ營ム合名會社及合資會社ノ設立登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ非訟事件手續法第七十九條第二項ニ掲ケタル書面ノ外主務官廳ノ免許書又ハ其ノ認證アル謄本ヲ添附スヘシ
- 既設ノ會社カ擔保付社債ニ關スル信託事業ヲ營ム免許ヲ受ケタルニ因リ其ノ登記ヲ申請スルトキ亦前項ニ同シ
- 第一百十四條 信託會社ノ登記スヘキ事項ニシテ主務官廳ノ免許ヲ要スルモノニ付テハ免許書ノ到達ノ日ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス
- 第一百十五條 主務官廳カ第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ依リ事業ノ停止ヲ命シ又ハ免許ヲ取消シタルトキハ登記所ハ主務官廳ノ囑託ニ因リテ其ノ登記ヲ爲スヘシ
- 第一百十六條 本法ニ依ル社債ノ登記ノ申請書ニハ非訟事件手續法第九十一條ニ掲ケタル書面ノ外信託證書及ヒ第十九條ノ第一項ノ契約證書アルトキハ其ノ證書ヲ添附スヘシ
- 第一百十七條 本法ニ依ル社債ノ登記事項ニ變更ヲ生シタルトキハ委託會社ノ取締役又ハ之ヲ代表スル社員ハ遅滞ナク其登記ヲ申請スヘシ
- 前項ノ申請書ニハ其ノ變更ヲ證スル書類ヲ添附スヘシ
- 第一百十八條 信託契約ニ依ル擔保權設定ノ登記ニ付テハ委託會社ヲ登記權利者トス
- 第一百十九條 信託契約ニ依ル擔保權設定ノ登記ヲ申請スル場合ヲ於テハ不動産登記法第十六條又ハ

第十七條ニ依ル債權額ノ記載ハ社債ノ總額ヲ表示スルヲ以テ足ル
 前項ノ場合ニ於テ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スルトキハ不動産登記法第百十六條又ハ第百十七條
 ノ規定ニ拘ラス申請書ニハ社債ノ總額、社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示及ヒ社債ノ利率
 ノ最高限度ノミヲ記載スヘシ
 第十九條ノ二 信託契約ニ依ル物上擔保附社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テ社債ヲ發行
 シタルトキハ其ノ回ノ發行金額ニ付引受又ハ募集ノ完了シタル日ヨリ二週間内ニ其ノ回ノ發行金額
 及ヒ其ノ回ノ社債ニ關スル第十九條第五號乃至第七號ニ掲ケタル事項ヲ登記スヘシ
 商法第百四條ノ三第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル登記ノ期間ニ之ヲ準用ス
 第一項ノ登記ハ其ノ社債ヲ擔保スル權利ノ登記ニ附記シテ之ヲ爲ス
 第二十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 明治三十八年七月一日ヨリ施行

三、擔保附社債信託法施行細則 (明治三十八年五月三十一日) (大藏省令第三十五號)

第一條 擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ營マムトスル會社ハ免許申請書ニ定款ヲ添附シテ差出ヘシ
 前項ノ書類ノ外合名會社又ハ合資會社ニ在リテハ出資ノ拂込額ヲ記載シタル書面株式會社ニ在リテ
 ハ非訟事件手續法第百八十七條第二項第二號乃至第七號ニ記載シタル書類株式會社ニ在リテハ
 之ニ準スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス
 第二條 既設會社カ擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ營マムトスルトキハ免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附
 シテ差出スヘシ
 一 定款又ハ會社契約書ノ謄本

二 目的變更ニ關スル株主總會ノ決議錄謄本又ハ社員總會ノ決議ヲ記載シタル書面
 三 最終ノ貸借對照表
 第三條 信託會社カ信託契約ヲ締結シタルトキハ遲滞ナク左ノ書類ヲ添附シテ届出ツヘシ
 一 信託證書謄本
 二 擔保ノ種類及價格ヲ記載シタル書面
 三 社債ノ總額ヲ引受ケ別ニ其ノ引受ニ關スル契約書アルトキハ其ノ契約書謄本
 四 社債募集ノ事由ヲ記載シタル書面
 五 委託會社ノ最終ノ財産目錄、貸借對照表、損益計算書、利益ノ處分ニ關スル書面其ノ他委託
 會社ノ營業狀態ヲ知ルニ足ル書面
 前項第一號ノ信託證書カ主務官廳ノ認可ヲ要スルモノナルトキハ認可ノ證印アル信託證明ノ謄本ナ
 ルコトヲ要ス
 前項ノ認可カ效力ヲ失ヒタルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ
 第三條ノ二 信託會社カ擔保附社債信託法第十九條ノ三ノ規定ニ依リ契約ヲ締結シタルトキハ遲滞ナ
 ク左ノ書類ヲ添附シテ届出ツヘシ
 一 契約證書謄本
 二 前條第一項第三號乃至第五號ノ書類
 第三條ノ三 信託會社ハ擔保附社債信託法第二十二條ノ規定ニ依ル公告アリタルトキ又ハ同法第二十
 二條ノ規定ニ依ル公告ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ寫ヲ添附シテ届出ツヘシ同法第三十條ノ規定
 ニ依ル公告アリタルコトヲ知リタルトキ亦同シ
 第三條ノ四 信託會社カ擔保附社債信託法第三十一條ノ三又ハ第七十四條若ハ第七十五條ノ規定ニ依
 リ契約ヲ締結シタルトキハ遲滞ナク左ノ書類ヲ添附シテ届出ツヘシ

- 一 契約證書原本
- 二 契約締結ノ事由ヲ記載シタル書面
- 三 擔保附社債信託法第七十四條又ハ第七十五條ノ規定ニ依ル契約ナルトキハ擔保ノ異動及價格ノ増減ニ關スル書面
- 前項ノ契約カ主務官廳ノ認可ヲ要スルモノナルトキハ其ノ認可書原本ヲ添附スヘシ
- 第四條 信託會社ハ信託契約ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ
- 信託契約ニ基キ契約カ締結セラレタルトキ又ハ其ノ契約ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキ亦同シ
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ契約又ハ變更ニ關シ之ヲ準用ス
- 第五條 信託會社カ委託會社ノ委任ニ因リ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ其ノ社債ノ募集力確定シタルトキハ遲滞ナク左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ
 - 一 應募ノ口數券面總額及其ノ申込價格ノ總額
 - 二 募入ノ口數券面總額及總價格(即チ會社ノ實收スヘキ金額)
- 第六條 外國會社ト信託契約ヲ締結セムトスル會社ハ許可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ差出スヘシ
 - 一 信託證書案
 - 二 社債募集ニ關スル株主總會ノ決議錄原本
 - 三 社債ニ附スヘキ擔保ノ種類及價格ヲ記載シタル書面
 - 四 第三條第一項第四號及第五號ノ書類
 - 五 信託ヲ引受ケムトスル外國會社ノ定款寫又ハ會社ノ性質ヲ識別スルニ足ル書面
 - 六 前號ノ外國會社ノ最終ノ財産目錄、貸借對照表、損益計算書、利益ノ處分ニ關スル書面其ノ他會社ノ營業狀態ヲ知ルニ足ル書面
 - 七 第五號ノ外國會社ノ重ナル出資者及役員ノ氏名國籍及住所ヲ記載シタル書面

- 第七條 擔保附社債信託法第十七條第四項ノ届書ニハ代表者タル資格ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ
- 第八條 第六條ノ信託契約ヲ締結シタル外國會社ニ付テハ第三條乃至第五條ノ規定ヲ準用ス
- 第九條 信託會社ハ社債權者集會ノ招集アリタルトキハ遲滞ナク集會ノ目的、場所、期日及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ
- 信託會社カ社債權者集會ノ決議錄ヲ作成シ又ハ決議錄原本ノ交附ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ決議錄原本ニ集會ノ狀況ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ其ノ決議ノ無効ノ宣告又ハ其ノ宣告ノ取消アリタルトキ亦同シ
- 社債權者集會ニ於テ選任セラレタル代表者カ社債權者集會ノ決議スヘキ事項ノ決定ヲ爲シタルトキハ信託會社ハ遲滞ナク其ノ決定ノ内容及頭末ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ
- 社債權者集會ノ決議又ハ其ノ選任シタル代表者ノ爲シタル決定ヲ執行シタルトキハ執行者ハ遲滞ナク其ノ頭末ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ
- 第十條 擔保附社債信託法第四十九條第二項ニ依ル許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ
 - 一 集會ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面
 - 二 招集ノ請求ヲ受ケタル者カ請求アリタル後二週間内ニ招集ノ手續ヲ爲ササリシ事實ヲ記載シタル書面
- 前項ノ申請者カ社債總額ノ十分ノ一ニ當ル社債權者ナルトキハ前項ノ書類ノ外其ノ社債權者カ各自有スル債券額及社債原簿ニ現存セル社債總額ヲ記載シ且其ノ事實ヲ證スル書面ヲ添ヘ其ノ許可申請書ニハ各自署名スヘシ但シ無記名債券ハ之ヲ信託會社ニ提供スルカ又ハ大藏大臣ノ指定スル銀行ニ預ケ入レ其ノ預リ證書ヲ提供スヘシ
- 第十一條 擔保附社債信託法第八十九條ニ依ル申請書ニハ社債權者集會ノ決議錄ノ外左ノ書類ヲ添附スヘシ

- 一 擔保附社債信託法第八十九條第一項ノ場合ニ於テハ其ノ爲スヘキ行爲ヲ怠リタル事實ヲ證スル書面
- 二 同條第二項ノ場合ニ於テハ社債權者ト受託會社トノ利益相反スルノ事實及其ノ事實ニ依リ總社債權者ノ爲ニ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面
- 第十二條 擔保附社債信託法第九十四條ニ依ル申請書ニハ左ノ書類ヲ添附シテ差出スヘシ但シ申請者カ社債權者集會ナルトキハ尙ホ其ノ決議錄謄本ヲ添附スヘシ
- 一 擔保ノ消滅又ハ其ノ價格ノ減少シタル事實カ受託會社ノ故意若ハ過失ニ出テタル事實ヲ證スル書面
- 二 擔保ノ消滅又ハ其ノ價格減少ニ關スル計算書
- 第十二條ノ二 本令中社債權者集會ニ關スル規定ハ擔保附社債信託法第六十七條ノ二又ハ第六十七條ノ三ノ規定ニ依ル社債權者ノ集會ニ之ヲ準用ス
- 第十三條 信託會社カ擔保附社債信託法第八十八條第三項及第九十四條第一項ノ規定ニ依リ供託ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク供託金受領書謄本ヲ添へ届出ツヘシ
- 第十四條 信託會社ハ擔保附社債信託法第九十五條ニ依ル検査ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ年月日及検査ノ狀況ヲ報告スヘシ
- 第十五條 擔保附社債信託法第九十七條第二項ニ依リ外國會社ト信務事務ノ承繼契約ヲ締結セムトスル場合ニ於テハ委託會社ハ許可申請書ニ左ノ書類及第六條第一項第五號乃至第七號ノ書類ヲ添附スヘシ
- 一 信託契約ノ定ムル所ニ依リ辭任シクルコト又ハ委託會社及社債權者集會カ辭任ニ同意シタルコトヲ表示シタル書面
- 二 信託事務ニ關スル計算書

- 三 承繼契約書案
- 第十六條 擔保附社債信託法第九十八條ニ依ル許可申請書ニハ辭任ヲ要スル事由ヲ記載シタル書面及信託事務ニ關スル計算書ヲ添附スヘシ
- 第十七條 擔保附社債信託法第九十九條ニ依ル申請書ニハ解任ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ但シ申請者カ社債權者集會ナルトキハ尙ホ其ノ決議錄謄本ヲ添附スヘシ
- 第十八條 擔保附社債信託法第一百條第二項ニ依ル届書ニハ同條第一項ノ契約書謄本ヲ添附スヘシ前項ノ書類ニハ第十五條第一號及第二號ノ書類ヲ添附スヘシ但シ第十五條ノ手續ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニアラス
- 第十九條 擔保附社債信託法第一百五條第二項ニ依ル届書ニハ引繼ノ頭末ヲ記載シ同條第三項ノ目録ト共ニ差出スヘシ
- 第二十條 信託會社カ信託事務ヲ終了シタルトキハ遲滞ナク總計算書ヲ添附シテ届出ツヘシ
- 第二十一條 信託會社カ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ商法第七十八條ノ手續ヲ了シタル後遲滞ナク各會社共同シテ左ノ書類ヲ添附シテ届出ツヘシ但シ合併ニ依リ信託ノ業務ヲ廢止スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 一 合併ニ關スル契約書
- 二 合併ニ依リ設立シ又ハ合併後存續スル會社ノ定款
- 三 商法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル會社各自ノ貸借對照表
- 四 合併ニ關スル株主總會決議錄謄本又ハ社員總會ノ決議ヲ記載シタル書面
- 五 商法第七十九條第一項ノ規定ニ依リタルコト又ハ同條第二項ノ規定ヲ履行シタルコトヲ證スル書面
- 合併セムトスル會社カ銀行タルトキハ銀行條例施行細則第八條ニ依ル認可申請書ニ第十五條第一號

信託會社ハ毎月實際報告表ヲ調製シ翌月十日マテニ差出スヘシ
附 則
第二十七條 本令ハ昭和八年法律第四十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 乃至第三號及前項第五號ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス
合併ニ因リ設立シ又ハ合併後存續スル會社カ新ニ信託事業ヲ營マムトスルトキハ免許申請書ニ第一項ノ書類ヲ添附スヘシ
- 第二十二條 擔保附信託法第十四條及第十五條ニ依ル請求書ニハ請求者カ利害關係ヲ有スル事實及清算人ノ選任又ハ解任ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ差出スヘシ
- 前項ノ請求者カ社債總額十分ノ一ニ當ル社債權者ナルトキハ第十條第二項ノ規定ヲ適用ス
- 第二十三條 信託會社ノ清算人ハ就職後遲滞ナク會社財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ添附シテ届出ツヘシ
- 清算人ハ毎月清算ノ狀況ヲ報告スヘシ但シ重要ナル事項ニ付キテハ其ノ都度遲滞ナク届出ツヘシ
清算力終了シタルトキハ遲滞ナク決算書ヲ添附シテ届出ツヘシ
- 第二十四條 信託會社カ登記又ハ登錄ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ事項及年月日ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ
- 第二十五條 左ノ場合ニ於テハ信託會社ハ遲滞ナク其ノ理由又ハ狀況ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ届出ツヘシ
- 一 信託事業ニ關スル訴訟事件ノ當事者トナリタルトキ及其ノ判決アリタルトキ
 - 二 非訟事件ニ付裁判所ニ請求又ハ抗告ヲ爲シタルトキ及其ノ決定アリタルトキ
 - 三 検査役ノ選任アリタルトキ
 - 四 仕拂ヲ停止シ又ハ解散ノ事由發生シタルトキ
 - 五 商法第七十四條第一項ニ依ル株主總會ノ招集ヲ爲シタルトキ
- 第二十六條 大正五年大藏省令第十號銀行條例施行細則第九條乃至第十一條及第十三條乃至第十五條ノ規定ハ之ヲ信託會社ニ準用ス但シ營業報告中社債ニ關スル事項ハ附屬様式ニ準シテ調製スヘシ

昭和九年十一月十四日 印刷
昭和九年十一月十八日 發行

「社債の實際知識」奥付
定價一圓六十錢



著者 板橋 菊松
發行者 千倉 豐
印刷者 山縣 精一
東京市神田區神保町三ノ廿九

發行所 東京・京橋
第一相互館

千倉書房

振替東京九七八
電話(56)三六三
一七
八一一
一五六

山縣製本印刷株式會社印刷

★ 書考参の一唯るす關に税★

近刊		商學全集 好評重版書		商工次官 勝正憲著							
印紙税の話	商工次官 勝正憲著	企業と租税	商工次官 勝正憲著	營業收益税の話	(五版)	相續税の話	(十版)	所得税の話	(廿版)	税の話	(卅版)
一題ならぬ、 題で直ちか に書かれた のだ。	知られて いるが、 このやう で、よく 判	七版		送料一・五〇	價一・五〇	送料一・〇〇	價一・五〇	送料一・〇〇	價一・六〇	送料一・〇〇	價一・五〇

◇ 好評重版書 ◇

法學博士 栗柄赴夫 著	商法の常識	價 ¥1.00 送 ¥.08
東商大教授 内藤章・三井信託副社長 野守廣 共著	信託經營論	價 ¥1.50 送 ¥.14
慶大教授・經濟學博士 三邊金藏 著	會計監査	價 ¥1.50 送 ¥.14
前商工省取引課長 藤田國之助 著	取引所論	價 ¥1.50 送 ¥.14
神商大教授 福田敬太郎 著	市場論	價 ¥1.50 送 ¥.14
東京・京橋 第一相互館	千倉書房	振替東京 九七八

(1) 録目書圖房書倉千

著者	書名	定価	著者	書名	定価
高田保馬著	價格と独占	價二・三〇 送料・一〇	小島昌太郎著	海運經濟要論	價二・五〇 送料・一〇
勝正憲著	税の話(十三版)	價一・五〇 送料・一〇	水上鐵治郎著	英國の勞働組合	價一・五〇 送料・一〇
那須皓著	日本農業論(絶版)	價二・五〇 送料・一〇	小島精一著	産業合理化(十五版)	價一・五〇 送料・一〇
高橋亀吉著	資本主義頽廢の諸相	價二・二〇 送料・一〇	向井鹿松著	經營經濟學總論(十二版)	價一・五〇 送料・一〇
美濃部達吉著	行政裁判法	價二・一〇 送料・一〇	上野陽一著	産業能率論(十二版)	價一・五〇 送料・一〇
小泉信三著	マルクシズムとボルシェビズム(再版)	價二・三〇 送料・一〇	松永安左衛門著	産業改造の途(五十版)	價一・八〇 送料・一〇
小島精一著	日本金融資本論(再版)	價二・五〇 送料・一〇	白柳秀湖著	親分子分英雄編(十版)	價一・五〇 送料・一〇
報知新聞編	談話室(四版)	價一・五〇 送料・一〇	高橋亀吉著	「經濟國難來」(五版)	價一・五〇 送料・一〇
高橋亀吉著	實用經濟學(五版)	價一・八〇 送料・一〇	報知新聞編	談話室漫談篇(五版)	價一・五〇 送料・一〇
平林初之輔著	文學理論の諸問題	價一・八〇 送料・一〇	平林初之輔著	近世社會思想講話	價一・八〇 送料・一〇
井上準之助著	國民經濟の立直と金解禁(二百版)	價一・三〇 送料・一〇	永井亨著	社會の話(五版)	價一・五〇 送料・一〇
河合榮治郎著	英國勞働黨のイデオロギイ	價一・五〇 送料・一〇	中川靜著	廣告論	價一・五〇 送料・一〇
清澤湧著	轉換期の日本(五版)	價一・八〇 送料・一〇	山川均著	社會主義の話(六版)	價一・五〇 送料・一〇
東京學藝課編	常識百話(五版)	價一・五〇 送料・一〇	白柳秀湖著	親分子分(俠客編)(七版)	價一・五〇 送料・一〇
白柳秀湖著	日本經濟革命史(五版)	價一・八〇 送料・一〇	大崎厚夫著	世界の動向十二傑(五版)	價一・五〇 送料・一〇

(2) 録目書圖房書倉千

著者	書名	定価	著者	書名	定価
勝正憲著	所得税の話(七版)	價一・六〇 送料・一〇	長野朗著	支那の真相(五版)	價一・五〇 送料・一〇
報知新聞編	能率増進時代(五版)	價一・五〇 送料・一〇	武野藤介著	文士の側面裏面(五版)	價一・五〇 送料・一〇
福田敬太郎著	市場論(九版)	價一・五〇 送料・一〇	上野陽一著	能率秘話(十二版)	價一・五〇 送料・一〇
政經研究會編	各政黨の主張(三十版)	價一・三〇 送料・一〇	中外經濟部編	經濟國難打開の途(五版)	價一・五〇 送料・一〇
土田杏村著	文明は何處へ行く(五版)	價一・五〇 送料・一〇	細田民樹著	黒の死刑女囚(五版)	價一・五〇 送料・一〇
増地廣治郎著	企業形態論(八版)	價一・五〇 送料・一〇	藤井佛著	英國勞働黨の組織・沿革・政策	價一・五〇 送料・一〇
小島精一著	世界經濟と合理化運動(五版)	價一・五〇 送料・一〇	藤本幸太郎著	海上保險論(七版)	價一・五〇 送料・一〇
白柳秀湖著	親分子分(浪人編)(七版)	價一・五〇 送料・一〇	上野陽一著	家庭經濟の秘訣(十版)	價一・九〇 送料・一〇
小林行昌著	賣買論(九版)	價一・五〇 送料・一〇	勝正憲著	企業と租税(七版)	價一・五〇 送料・一〇
石濱知行著	アメリカ資本主義發達史(四版)	價一・七〇 送料・一〇	報知新聞編	經濟相談(十版)	價一・五〇 送料・一〇
小林行昌著	關稅と物價	價二・五〇 送料・一〇	堀眞琴著	國家論	價二・三〇 送料・一〇
末弘殿太郎共	農林法規集	價五・〇〇 送料・一〇	堀光龜著	海運(八版)	價一・五〇 送料・一〇
野間海造編	企業統制論(七版)	價一・五〇 送料・一〇	增井幸雄著	陸運(七版)	價一・五〇 送料・一〇
小島精一著	財界巡禮記(五版)	價一・五〇 送料・一〇	山川均著	勞働組合の話(四版)	價一・五〇 送料・一〇
神長倉眞民著	ナンセンス・ジャパン(五版)	價一・五〇 送料・一〇	世界經濟研究所編	世界經濟(總觀)(七版)	價一・五〇 送料・一〇

(3) 録目書圖房書倉千

著者	前田美稻著	佐藤 弘著	米野豊實著	中村第三著	高木友三郎著	勝田貞次著	勝田貞次著	小池四郎著	大辻司郎著	白柳秀湖著	上田貞次郎著	山田忍三著	後藤朝太郎著	報知新聞調査部編	小島精一著
書名	豫算の知識(三版)	世界經濟地理(八版)	サウエート經濟の實體	販賣革命(六版)	日本經濟の實體(四版)	投資相談(十五版)	獨逸財界の機構(三版)	社會主義か資本主義か	漫談集	社會展開の動力(三版)	商工經營(十版)	百貨店經營と小賣業	哲人支那	ユーモア百話(六版)	アメリカカ恐慌の見透し
定價	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・二〇	價一・〇〇	價一・五〇	價一・八〇	價一・二〇	價一・〇〇	價一・六〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・〇〇
著者	林恒彦著	帝國大學新聞編輯部編	清澤 洸著	三邊金藏著	北林惣吉著	報知新聞編輯部編	勝田貞次著	白柳秀湖著	勝 正憲著	國松 豐著	青野季吉著	北野大吉著	小汀利得著	近松秋江著	北林惣吉著
書名	生活指導	大學の運命と使命	アメリカを裸體にす(十三版)	會計監査(八版)	淺野總一郎傳(十版)	中小産業の活路	不景氣時代の投資法(十版)	食慾と愛慾(六版)	營業收益稅の話(八版)	工場經營論(六版)	實踐的文學論	婦人運動の開始	街頭經濟學(十九版)	文壇三十年	女の一人心
定價	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・八〇	價一・五〇	價一・六〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・八〇	價一・二〇

(4) 録目書圖房書倉千

著者	野守 廣著	内藤 章著	木村 毅著	宮川貞一郎譯	佐々弘雄著	北林惣吉著	井關孝雄著	白柳秀湖著	小林 新著	山崎靖純著	北林惣吉著	内池廉吉著	清澤 洸著	勝田貞次著	木村 毅著	報知新聞編輯部編
書名	信託經營論	巴里情痴傳(五版)	金本位制度の理論と實際	政治の貧困	成野翁物語	金融の常識(七版)	住友物語(十二版)	經營統計(七版)	何が財界を動かすか(九版)	投資基礎學(四版)	倉庫論(七版)	不安世界の大通り(九版)	投資の仕方(三版)	ラグーザお玉(五版)	財界を牛耳る人々(九版)	
定價	價一・五〇	價一・五〇	價一・三〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・八〇	價一・五〇	
著者	高橋龜吉著	勝田貞次著	福田敬太郎著	太田哲三著	上野陽一著	都新聞島編	都新聞島編	アインチヒ著	山本米治譯	報知新聞編輯部編	藤田國之助著	黒澤 清著	山崎靖純著	半野憲二著	國民新聞編輯部編	中外商業編輯部編
書名	景氣はドウなる(九版)	景氣の見方(三版)	商業概論(六版)	銀行簿記の常識(五版)	販賣心理(五版)	法律相談(六版)	衛生相談(五版)	國際金融爭覇戰(七版)	小資本開業案内(六版)	取引所論(五版)	商業簿記の常識(五版)	フーズア景氣はドウなる(五十九版)	世界市場を脅かすロシア五ヶ年計畫(廿五版)	明日を待たぬ彼	尖端的販賣戰術(五版)	
定價	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・五〇	價一・〇〇	價一・〇〇	價一・三〇	價一・五〇	價一・五〇	

(5) 録目書圖房書倉千

佐藤 弘著	商品學の常識	價一・〇〇	佐々木道雄著	商業數學	價一・五〇
金子利八郎著	事務管理總論	價一・五〇	中島 徹三譯	世界經濟の統一	價一・〇〇
木村禮八郎著	金本位制の危機(卅五版)	價一・〇〇	ホブソン著	會計學の常識	價一・〇〇
本多熊太郎著	日本の立場(五十版)	價一・〇〇	吉田良三著	支那の民情(廿版)	價一・〇〇
白柳秀彌著	日本富豪發生學	價一・六〇	同 著	滿蒙併呑か獨立?(廿版)	價一・〇〇
デューラー著	世界經濟征服(八版)	價一・五〇	同 著	列強の侵略戰(廿版)	價一・〇〇
香月 保譯	商法改正の話	價一・〇〇	同 著	支那の民情(廿版)	價一・〇〇
松本丞治著	世界經濟恐慌の解剖(五版)	價一・二〇	同 著	滿蒙併呑か獨立?(廿版)	價一・〇〇
高島佐一郎著	金融統制論	價一・五〇	長野 朗著	動亂支那の真相	價一・〇〇
アインツビ著	世界經濟恐慌の解剖(五版)	價一・二〇	武藤山治著	金融輸出再禁止(百版)	價一・〇〇
木村禮八郎譯	世界商業祕話	價一・六〇	伊地知軍司譯	列強經濟のチレンマ	價一・二〇
加藤三郎譯	無産政黨の話(三版)	價一・五〇	ベネット著	人生如何に生くべきか	價一・〇〇
山川 均著	商業算術の常識(五版)	價一・〇〇	森田 敏譯	維新革命祕話	價一・〇〇
小林行昌著	商業算術の常識(五版)	價一・〇〇	小松 綠著	商業統計の常識	價一・〇〇
坂口武之助著	商業算術の常識(五版)	價一・〇〇	内池康吉著	商業學の常識	價一・〇〇
井關十二郎著	商業算術の常識(五版)	價一・〇〇	藤本幸太郎著	工業會計の常識	價一・〇〇
中野正剛著	沈滞日本の更生(五十版)	價一・〇〇	村瀨 支著	商業統計の常識	價一・〇〇

(6) 録目書圖房書倉千

青水元著	經濟の國家統制(五版)	價二・〇〇	小汀利得著	漫談經濟學(卅五版)	價一・五〇
高島佐一郎著	金本位制の動搖と日本金銀の將來(八版)	價一・二〇	中外商業編	政治家群像(五版)	價一・五〇
原口亮平著	簿記學	價一・五〇	上野陽一著	經營作戦(七版)	價一・五〇
白柳秀彌著	日本富豪發生學	價一・六〇	森山四郎著	滿蒙小資本開業案内(卅版)	價一・二〇
小原喜三郎譯	物富み	價一・〇〇	高木友三郎著	東亞モノロー主義(廿版)	價一・〇〇
高橋龜吉著	世界經濟の變革(七版)	價一・五〇	佐々木良雄著	販賣秘法	價一・五〇
保科貞次著	空襲!!(廿版)	價一・〇〇	平井泰太郎著	經營學の常識(四版)	價一・〇〇
猪谷善一著	アジア經濟の展望	價一・五〇	ロオレンス著	此の金恐慌(五版)	價一・二〇
洪 純一著	日本財政經濟論(四版)	價三・〇〇	波邊 進譯	相場戰術(十五版)	價一・八〇
モーレルトン著	安達さんの心機を語る(八十版)	價三・〇〇	藤田貞次著	相場戰術(十五版)	價一・八〇
伊豆富人著	弗賣買の解剖(百版)	價三・〇〇	武藤山治著	我財界の緊急對策	價一・五〇
森田 久著	經營學文獻解説	價一・五〇	高垣寅次郎著	産業心理學	價一・五〇
平井泰太郎著	轉換日本の動向(廿版)	價一・五〇	金子 弘著	滿洲國の開發	價一・二〇
中野正剛著	世界金融恐慌の真相	價一・二〇	新聞經濟部編	と日本經濟の動向	價一・二〇
アインツビ著	世界金融恐慌の真相	價一・二〇	宇野木忠著	伯樂II溢澤翁(十版)	價一・〇〇
木村禮八郎譯	世界金融恐慌の真相	價一・二〇	高橋龜吉著	變革期の財界と其對策(九版)	價一・五〇
井上準之助著	我財界の前途(百版)	價一・〇〇	新聞經濟部編	相場實話(五版)	價一・五〇

(7) 録目書圖房書倉千

著者	書名	定價	著者	書名	定價
白柳秀湖著	現代財閥罪惡史(冊版)	價一・六〇	高島佐一郎著	金本位の後に来るもの(八版)	價一・八〇
土田杏村著	現代世相論(廿版)	價一・五〇	増地廣治郎著	商業通論	價一・五〇
河合良成著	非常時の經濟對策(七萬)	價〇・三〇	山本勝市著	經濟計算	價一・五〇
小島精一著	日本計畫經濟論(十版)	價一・八〇	山崎靖純著	圓爲替はどうなる(冊版)	價〇・三〇
木村毅著	S・O・Sのアメリカ	價一・五〇	小原喜三郎著	南北分水嶺を越えて	價一・〇〇
勝田貞次著	富の分布か新平價か?	價一・五〇	白柳秀湖著	親分子分(政黨編)	價一・五〇
加藤直士著	景氣轉換論	價一・二〇	勝正憲著	相續税の話	價一・五〇
横尾惣三郎著	農村非常對策(廿萬)	價〇・三〇	安部磯雄著	産業奉還論	價〇・三〇
マハン大佐著	米國海軍戰略	價二・三〇	尾崎行雄著	世界審判の岐路に立つ日本	價〇・三〇
尾崎中佐著	歴史は繰返すか	價〇・三〇	清澤冽著	アメリカは日本と懸はず(廿版)	價一・五〇
長崎英造著	經濟學の基礎知識(十五版)	價一・五〇	高橋龜吉著	景氣轉換期	價一・五〇
高橋龜吉著	日本再建論(十萬)	價〇・三〇	小島精一著	日滿經濟プロック問答	價〇・三〇
山道襄一著	購買力補給案(十五版)	價一・五〇	藤山雷太著	鮮支遊記	價〇・三〇
谷口吉彦著	經營學入門	價一・二〇	野村證券調査部	爲替低落と上向期の主要産業	價一・三〇
平井泰太郎著	計畫經濟と管理法	價一・五〇	喜多壯一郎著	ジャアナリズムの現象	價一・五〇
上野陽一著					

(8) 録目書圖房書倉千

著者	書名	定價	著者	書名	定價
宇原義豊著	日本産業革命論	價二・〇〇	岡地與四松著	インフレーション論(五版)	價一・五〇
佐々弘雄著	政局危機の動向	價一・五〇	上野陽一著	能率百話(八版)	價一・五〇
マツケンナ著	金融政策十四年	價一・五〇	高橋龜吉著	非常時經濟(十五版)	價一・五〇
前馬治一著	日本外交の血路(九版)	價一・五〇	鎌田澤一郎著	朝鮮は起ち上る(廿版)	價一・五〇
白柳秀湖著	親分子分「英雄編」(普及版)	價一・〇〇	谷口吉彦著	爲替理論と爲替問題(廿版)	價二・三〇
白柳秀湖著	親分子分「浪人編」(普及版)	價一・〇〇	清澤冽著	非常日本への直言(六版)	價一・五〇
白柳秀湖著	親分子分「刺客編」(普及版)	價一・〇〇	勝田貞次著	金本位恐慌後の投資對策(十二版)	價一・五〇
太田哲三著	會計制度論	價一・五〇	小島精一著	金融恐慌論(十版)	價一・五〇
勝田貞次著	1933投資相談(六十五版)	價一・五〇	木村毅著	世界の女性を語る	價一・五〇
山川均著	世相を語るXYZの對話	價一・五〇	畑桃作者	國策を守れ	價〇・五〇
土田杏村著	思想・人物・時代(十五版)	價一・五〇	佐々弘雄著	街頭政治讀本	價一・五〇
中外商業	經營秘話	價一・五〇	黒田禮二著	革命三人男	價一・五〇
商店編			澤田謙著	獨裁期來!	價一・五〇
清水芳太郎著	日本經濟革命論(八版)	價一・五〇	高橋龜吉著	清算期世界經濟と日本	價一・五〇
山崎幸四郎編	農村副業と共同販賣	價一・五〇	白柳秀湖著	左傾兒とその父	價一・五〇
小汀利得著	金より物へ(七十五版)	價一・五〇	室伏高信著	マルクスを乗り越えて	價一・五〇
モンカド著	亞細亞主義(六版)	價一・五〇			
清澤冽著					

(9) 千倉書房圖書目錄

久保久治著	金融革命宣言	價一・二〇	室伏高信著	現代文明講話	價一・五〇
高島佐一郎著	金融景氣とその限界	價一・五〇	栗林正修著	投資者必携(再版)	價一・五〇
佐々木良雄著	科 學的 商店經營法(再五版)	價一・五〇	具島兼三郎著	フアツシスト國家論	價一・五〇
黒田 禮二著	最後に笑ふ者	價一・五〇	谷口吉彦著	國際經濟の理論と問題	價二・五〇
上野 陽一著	能 率 茶(話)	價一・五〇	吉村 龍水著	觀相科學(十五版)	價一・五〇
藤田貞次著	投資秘話(廿五版)	價一・五〇	ジョンソン著	英帝國の野心	價一・〇〇
黒澤 清著	會 計 學(三版)	價二・五〇	佐々木良雄著	實益的商店經營學	價一・五〇
保科貞次著	空 襲(普及版)	價一・八〇	中野正剛著	國家改造計畫綱領(百版)	價一・五〇
渡邊 道著	トハツ・世界經濟新體系論	價一・二〇	清水芳太郎著	古今傳・人會議	價一・三〇
平井泰太郎著	經 濟 座 談	價一・五〇	東京商工會編所 調査部編	明日の貨幣(再版)	價一・〇〇
小島精一著	世界一九三六年!(再版)	價一・五〇	仲西初五郎著	商賣のコツ(廿五版)	價一・五〇
小島昌太郎著	日本金融工作論(再版)	價一・五〇	清 澤 列著	革命期のアメリカ經濟	價一・五〇
菅谷北斗星著	棋道秘話(十五版)	價一・五〇	竹内 禮二著	貿易統制論	價二・五〇
白柳秀樹著	世界經濟圖史(再版)	價一・六〇	久原房之助著	皇道經濟論(七十八版)	價一・三〇
清水芳太郎著	金力・權力・武力	價一・二〇	土田杏村著	明日に呼びかける	價一・五〇
田中滿三著	科學的工場經營法(再版)	價二・〇〇	藤田貞次著	一九三四年投資相談	價一・五〇

599
467

